

【別添】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

【化学物質系評価グループ】

1 添加物

| | |
|--|----|
| ・ 亜塩素酸水 | 1 |
| ・ ステアロイル乳酸ナトリウム | 2 |
| ・ 2, 3-ジメチルピラジン | 3 |
| ・ 2, 5-ジメチルピラジン | 4 |
| ・ 2, 6-ジメチルピラジン | 5 |
| ・ 加工デンプン（アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化リン酸架橋デンプン、アセチル化酸化デンプン、オクテニルコハク酸デンプンナトリウム、酢酸デンプン、酸化デンプン、ヒドロキシプロピルデンプン、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン、リン酸化デンプン及びリン酸架橋デンプンに限る。） | 6 |
| ・ ナイシン | 7 |
| ・ L-グルタミン酸アンモニウム | 9 |
| ・ バレルアルデヒド | 10 |
| ・ イソバレルアルデヒド | 11 |
| ・ 次亜塩素酸水 | 12 |

2 農薬

| | |
|--------------|----|
| ・ インドキサカルブ | 13 |
| ・ チアメトキサム | 14 |
| ・ フェンアミドン | 15 |
| ・ ベンフレセート | 16 |
| ・ メタミドホス | 17 |
| ・ ジクロルミド | 18 |
| ・ ハロスルフロンメチル | 19 |
| ・ ブプロフェジン | 20 |

| | |
|---------------------|----|
| ・ カズサホス | 21 |
| ・ フェンブコナゾール | 22 |
| ・ フロニカミド | 23 |
| ・ フルセトスルフロン | 24 |
| ・ マンジプロパミド | 25 |
| ・ オキソリニック酸 | 26 |
| ・ 1-ナフタレン酢酸 | 27 |
| ・ トリフルキシストロビン | 28 |
| ・ オキサジクロメホン | 29 |
| ・ ゾキサミド | 30 |
| ・ チアゾピル | 31 |
| ・ メタフルミゾン | 32 |
| ・ アセタミブリド | 33 |
| ・ トリルフルアニド | 34 |
| ・ プロポキシカルバゾン | 35 |
| ・ アセキノシル | 36 |
| ・ ピリブチカルブ | 37 |
| ・ オキサジアゾン | 38 |
| ・ カルボキシン | 39 |
| ・ ハロスルフロンメチル（清涼飲料水） | 40 |
| ・ ブプロフェジン（清涼飲料水） | 41 |
| ・ ピリブチカルブ（清涼飲料水） | 42 |
| ・ テブフェノジド | 43 |
| ・ シロマジン | 44 |
| ・ チオベンカルブ | 45 |
| ・ イミベンコナゾール | 47 |
| ・ ピラフルフェンエチル | 48 |
| ・ フルトラニル | 49 |
| ・ インダノファン | 50 |
| ・ ジチオピル | 51 |

| | |
|--------------------|----|
| ・ エスプロカルブ | 53 |
| ・ シエノピラフェン | 55 |
| ・ シラフルオフェン | 57 |
| ・ ピリフタリド | 59 |
| ・ フルベンジアミド | 61 |
| ・ エトキサゾール | 62 |
| ・ カフェнстロール | 63 |
| ・ イソプロチオラン | 64 |
| ・ エチプロール | 65 |
| ・ クロチアニジン | 66 |
| ・ メフェナセット | 67 |
| ・ ベンゾビシクロロン | 68 |
| ・ ジメトモルフ | 69 |
| ・ ベンチアバリカルブイソプロピル | 70 |
| ・ オリサストロビン | 71 |
| ・ ダイムロン（清涼飲料水） | 72 |
| ・ カルプロパミド（清涼飲料水） | 73 |
| ・ フルトラニル（清涼飲料水） | 74 |
| ・ エスプロカルブ（清涼飲料水） | 75 |
| ・ カフェNSTロール（清涼飲料水） | 76 |
| ・ メフェナセット（清涼飲料水） | 77 |
| ・ クロルフェナピル | 78 |
| ・ イミダクロプリド | 82 |
| ・ アミトラズ | 83 |
| ・ フルリドン | 84 |
| ・ アメトリン | 85 |
| ・ ピリプロキシフェン（清涼飲料水） | 86 |
| ・ クロルピリホス | 87 |
| ・ クロルピリホス（清涼飲料水） | 88 |
| ・ アゾキシストロビン（清涼飲料水） | 89 |

3 動物用医薬品

| | |
|---|-----|
| ・ ベンゾカイン | 90 |
| ・ 豚サーコウイルス（2型）感染症不活化ワクチン (油性アジュバント加懸濁用液) | 91 |
| ・ 豚サーコウイルス（2型）感染症不活化ワクチン (油性アジュバント加懸濁用液)（サーコバック） | 92 |
| ・ トルトラズリル | 93 |
| ・ フルニキシンメグルミンを有効成分とする牛の注射剤 (フォーベット50注射剤) | 95 |
| ・ 塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤（ピルスー） | 96 |
| ・ バルネムリン | 97 |
| ・ ふぐ目魚類用フェバンテルを有効成分とする寄生虫駆除剤 (マリンバンテル) | 98 |
| ・ dl-クロプロステノール | 99 |
| ・ 豚オースキー病(gI-、tk-) 生ワクチン | 100 |
| ・ 豚オースキー病(gI-、tk-) 生ワクチン (ポーシリスBegoniaIDAL・10、ポーシリスBegoniaIDAL・50) | 101 |
| ・ リファキシミン | 102 |
| ・ トルトラズリルを有効成分とする牛及び豚の強制経口投与剤 (牛用バイコックス、豚用バイコックス) | 103 |
| ・ トリレオウイルス感染症生ワクチン | 104 |
| ・ トリレオウイルス感染症生ワクチン(ノビリス Reo 1133) | 105 |
| ・ マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症凍結生ワクチン | 106 |
| ・ マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症凍結生ワクチン (MG 生ワクチン(NBI)) | 107 |
| ・ マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症(6/85株) 生ワクチン | 108 |
| ・ マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症(6/85株) 生ワクチン (ノビリスMG 6/85) | 109 |
| ・ マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症(G210株) 生ワクチン | 110 |
| ・ マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症(G210株) 生ワクチン ("京都微研"ポールセーバーMG) | 111 |
| ・ アスコルビン酸 | 112 |
| ・ オキソリニック酸 | 113 |

| | |
|--|-----|
| ・ プロピオン酸カルシウム | 114 |
| ・ 塩化カルシウム | 115 |
| ・ リン酸一水素カルシウム | 116 |
| ・ 酸化マグネシウム | 117 |
| ・ プロピオン酸カルシウム、塩化カルシウム、リン酸一水素カルシウム 及び酸化マグネシウムを有効成分とする牛の強制経口投与剤 (カルチャージ) | 118 |
| ・ ミロサマイシン | 119 |
| ・ ミロサマイシンを有効成分とするみつばちの飼料添加剤 (みつばち用アピテン) | 120 |
| ・ ミロサマイシンを有効成分とする豚の注射剤 (マイプラビン注100) | 121 |
| ・ チアンフェニコール | 122 |
| ・ チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤 (ネオマイゾン注射液及びバジット注射液) | 123 |
| ・ シロマジン | 124 |
| ・ シロマジンを有効成分とする鶏の飼料添加剤 (ラーバデックス1%) | 125 |
| ・ セフォペラゾン | 126 |
| ・ グリチルリチン酸モノアンモニウム | 127 |
| ・ グリチルリチン酸モノアンモニウムを有効成分とする牛の乳房注入剤 (マストリチン) | 128 |
| ・ コリスチン | 129 |
| ・ イソプロチオラン | 130 |
| ・ ブロチゾラム | 131 |
| ・ フロルフェニコール | 132 |
| ・ フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤 (ニューフロール) | 133 |
| ・ エチプロストントロメタミン | 134 |
| ・ アミトラズ | 135 |
| ・ アミトラズを有効成分とするみつばちの寄生虫駆除剤 (アピバール) | 136 |
| ・ マルボフロキサシンを有効成分とする牛及び豚の注射剤 | |

| | |
|---|-----|
| ・ (マルボシル2%, 同10%) | 137 |
| ・ カナマイシン | 138 |
| ・ ヒアルロン酸ナトリウム | 139 |
| ・ パロモマイシン | 140 |
| ・ ベンジルペニシリソ | 141 |
| ・ セオチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤 (エクセネル注) | 142 |
| ・ エトキサゾール | 143 |
| ・ エトキサゾールを主成分とする動物用殺虫剤及びエトキサゾール (原液) | 144 |
| ・ エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体 (バイトリル原体)、 鶏の飲水添加剤 (バイトリル10%液)、牛の強制経口投与剤 (バイ トリル2.5%HV液) 並びに牛及び豚の注射剤 (バイトリル2.5 %注射液、同5%注射液、同10%注射液) | 145 |
| ・ オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤 (オキサルジン液) | 146 |
| ・ チルミコシンを有効成分とする製剤原料 (チルミコシン)、牛の注射剤 (ミコチル300注射剤) | 147 |
| ・ 塩酸ジフロキサシンを有効成分とする製造用原体 (塩酸ジフロキサ シン) 及び豚の飲水添加剤 (ベテキノン可溶散25%) | 148 |
| ・ リン酸チルミコシンを有効成分とする製造用原体 (リン酸チルミコシ ン20% (原薬)) 及び豚の飼料添加剤 (動物用ブルモチルプレミック スー20、同一50、同一100) | 149 |

4 化学物質・汚染物質

| | |
|------------------------------|-----|
| ・ 1, 1-ジクロロエチレン | 150 |
| ・ 1, 2-ジクロロエチレン (シス体及びトランス体) | 151 |
| ・ 食品からカドミウム摂取の現状に係る安全性確保について | 152 |
| ・ 銅 (清涼飲料水) | 153 |
| ・ ホルムアルデヒド (清涼飲料水) | 154 |
| ・ メチル-t-ブチルエーテル (清涼飲料水) | 155 |
| ・ 1, 1, 1-トリクロロエタン (清涼飲料水) | 156 |
| ・ 1, 1, 2-トリクロロエタン (清涼飲料水) | 157 |

| | |
|--|-----|
| ・ 亜塩素酸（清涼飲料水） | 158 |
| ・ 二酸化塩素（清涼飲料水） | 159 |
| ・ カドミウム（清涼飲料水） | 160 |
| ・ 四塩化炭素（清涼飲料水） | 161 |
| ・ 1, 4-ジオキサン（清涼飲料水） | 162 |
| ・ 1, 1-ジクロロエチレン（清涼飲料水） | 163 |
| ・ シス-1, 2-ジクロロエチレン、トランス-1, 2-ジクロロエチレン（清涼飲料水） | 164 |
| ・ 塩素酸（清涼飲料水） | 165 |
| ・ ジクロロアセトニトリル（清涼飲料水） | 166 |
| ・ 抱水クロラール（清涼飲料水） | 167 |
| ・ 塩素（残留塩素）（清涼飲料水） | 168 |

【新食品等評価グループ】

1 遺伝子組換え食品等

<遺伝子組換え食品>

| | |
|--|-----|
| ・ WSH株を利用して生産されたL-セリン | 169 |
| ・ Streptomyces violaceoruber (pNAG) 株を利用して生産されたキチナーゼ | 170 |
| ・ コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604 | 171 |
| ・ チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホシネート耐性トウモロコシBt 11系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統を掛け合わせた品種 | 172 |
| ・ コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統を掛け合わせた品種 | 173 |
| ・ チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホシネート耐性トウモロコシBt 11系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統を掛け合わせた品種 | 174 |

<遺伝子組換え飼料>

| | |
|---------------------------|-----|
| ・ コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604 | 175 |
|---------------------------|-----|

2 新開発食品

| | |
|-----------------------------|-----|
| ・ ガイオ タガトース | 176 |
| ・ オーラルヘルスタブレット カルシウム&イソフラボン | 177 |
| ・ ヒアルモイスチャーS | 178 |

3 肥料・飼料等

| | |
|---|-----|
| ・ アスコルビン酸 | 179 |
| ・ L-アスコルビン酸ナトリウム | 180 |
| ・ アスタキサンチン、カンタキサンチン及び酢酸d 1- α -トコフェロールの製剤の賦形物質リグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウム | 181 |
| ・ タウリン（厚生労働省） | 182 |
| ・ タウリン（農林水産省） | 183 |
| ・ コリスチン | 184 |

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | 亜塩素酸水 |
| 評価品目の分類 | 添加物 |
| 用 途 | 製造用剤（殺菌料） |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成18年8月14日付け厚生労働省発食安第0814001号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 添加物の指定（殺菌料） |
| 評価結果の概要 | <p>亜塩素酸水の一日摂取許容量（A D I）を亜塩素酸イオンとして0.029mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「付帯事項」抄></p> <p>亜塩素酸水に遺伝毒性発がん物質と疑われている臭素酸が混入する可能性があることから、厚生労働省は、以下の事項について確實に履行すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臭素酸の混入の実態を調査した上で、規格基準の設定の必要性について検討し、同調査結果及び検討結果を、添加物の新規指定の前に食品安全委員会に報告すること。 <p>なお、既に使用の認められている次亜塩素酸ナトリウム等、臭素酸の混入する可能性のある食品添加物についても、混入の実態を調査した上で、規格基準の設定の必要性について検討すべきと考える。</p> <p>(平成20年6月19日府食第677号)</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、臭素酸の混入の実態について調査しているところであり、併せて、基準設定に必要な資料を収集中 |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> |
| 施策の実効性確保措置 | — |
| その他特記事項 | — |

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | ステアロイル乳酸ナトリウム |
| 評価品目の分類 | 添加物 |
| 用 途 | 乳化剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成19年2月6日付け厚生労働省発食安第0206001号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 添加物の指定（乳化剤） |
| 評価結果の概要 | <p>ステアロイル乳酸ナトリウムの一日摂取許容量（ADI）を20mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>なお、乳幼児におけるステアロイル乳酸ナトリウムの摂取に由来するD-乳酸の摂取については、以下の理由から安全性に特段の問題はないと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ステアロイル乳酸ナトリウムには、海外における長年の食経験があり、乳幼児食品への使用制限はとられていない。 ・わが国におけるステアロイル乳酸ナトリウムの推定摂取量（3.9mg/人/日）に規格案上40%まで含まれうる乳酸がすべてD体であると仮定して、乳幼児でのD-乳酸摂取量を見積もった。推定摂取量を体重50kgで除した値から、影響がみられた乳幼児（体重を5kgと仮定）でのD-乳酸摂取量は約0.16mg/日と算出された。この値は、乳幼児で影響がみられたときのD-乳酸摂取量（約0.4~0.5g/日）より十分少ないと推定される。 <p>(平成20年7月10日府食第766号)</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年7月4日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成20年7月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> |
| 施策の実効性確保措置 | — |
| その他特記事項 | — |

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | 2, 3-ジメチルピラジン |
| 評価品目の分類 | 添加物 |
| 用 途 | 香料 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成20年2月7日付け厚生労働省発食安第0207001号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 添加物の指定（香料） |
| 評価結果の概要 | 2, 3-ジメチルピラジンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成20年7月31日府食第837号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年9月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成20年12月25日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | — |
| その他特記事項 | — |

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | 2, 5-ジメチルピラジン |
| 評価品目の分類 | 添加物 |
| 用 途 | 香料 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成20年2月7日付け厚生労働省発食安第0207002号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 添加物の指定（香料） |
| 評価結果の概要 | 2, 5-ジメチルピラジンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成20年7月31日府食第838号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年9月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成20年12月25日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | - |

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | 2, 6-ジメチルピラジン |
| 評価品目の分類 | 添加物 |
| 用 途 | 香料 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成20年2月7日付け厚生労働省発食安第0207003号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 値 目 的 | 添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 添加物の指定（香料） |
| 評価結果の概要 | 2, 6-ジメチルピラジンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成20年7月31日府食第839号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年9月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成20年12月25日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | — |

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|--|
| 評価品目名 | 加工デンプン（アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化リン酸架橋デンプン、アセチル化酸化デンプン、オクテニルコハク酸デンプンナトリウム、酢酸デンプン、酸化デンプン、ヒドロキシプロピルデンプン、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン、リン酸化デンプン及びリン酸架橋デンプン） |
| 評価品目の分類 | 添加物 |
| 用 途 | 糊料、乳化剤、増粘剤、安定剤、ゲル化剤、製造用剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成16年11月26日付け厚生労働省発食安第1126002号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評価 目 的 | 添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 添加物の指定（糊料、乳化剤、増粘剤、安定剤、ゲル化剤、製造用剤） |
| 評価結果の概要 | <p>評価対象となった11種類の加工デンプンが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量（ADI）を特定する必要はない。</p> <p>＜評価書「食品健康影響評価」抄＞</p> <p>但し、リスク管理機関は今後、乳幼児向け食品における加工デンプンの使用についてモニタリングを実施することを検討するべきである。また、プロピレンオキシドが残存する可能性のある加工デンプンについては、技術的に可能なレベルでプロピレンオキシドの低減化を図るよう留意するべきである。</p> <p>（平成19年11月29日府食第1172号）</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | <p>平成19年11月28日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議</p> <p>平成20年 7月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成20年 8月21日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申</p> |
| 施策の概要等 | <p>平成20年10月1日、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを告示、同日より適用。</p> <p>(施策の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。 <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を踏まえ、食品添加物としての指定後、調製粉乳及び離乳食に対する加工デンプンの使用の実態について調査整理した上で、改めて食品安全委員会に報告する予定である。</p> <p>また、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン及びヒドロキシプロピルデンプンに残存するプロピレンオキシドについては、成分規格としては設定しないものの、不純物として含有されることは好ましくないことから、技術的に可能な範囲で低減化が図られるよう関係業者に対して指導がなされるよう、下記の通知にて要請をした。</p> |
| 施策の実効性確保措置 | 平成20年10月1日、省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所及び地方厚生局に対して通知（食安発第1001001号～1001003号）し、指導を要請。 |
| その他特記事項 | |

(継続 19 下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------|---|
| 評価品目名 | ナイシン |
| 評価品目の分類 | 添加物 |
| 用 途 | 保存料 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成15年10月20日付け厚生労働省発食安第1020002号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 添加物として新たに定め、使用基準及び成分規格を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 添加物の指定（保存料） |
| 評価結果の概要 | <p>ナイシンの一日摂取許容量（ADI）を0.13mg/kg体重/日と設定する。</p> <p>＜評価書「評価結果」抄＞</p> <p>ナイシンは、グラム陽性菌の芽胞の生育を阻害する乳酸菌バクテリオシン（ペプチド）であり、上部腸管でパンクレアチン等により分解され、不活化される。</p> <p>耐性菌の選択に関する専門家の意見のポイントは以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経口摂取したとしても体内には吸収されず、腸管への移行も少量であり、また移行したナイシン腸内酵素により分解又は活性化されると考えられ、下部腸管における腸内細菌叢への影響も極めて少ない。 ・近年、リストeria菌のナイシン耐性及び他のバクテリオシンとの交差耐性に関する報告があるものの、医療用抗生物質との交差耐性は実験的に認められておらず、医療上の問題となったとの臨床における報告も得られていない。 ・仮に添加物としての使用により、耐性菌が選択されるとても、海外における長期の使用経験の中で、ヒトの健康に重大な影響を及ぼしたとする報告は現時点では得られていない。 <p>以上、現時点で得られている知見から判断して、添加物として適切に使用される場合にあっては、交差耐性を含む耐性菌出現による医療上の問題を生じる可能性は極めて少ないと考えられる。</p> <p>なお、ナイシンを添加物として適切に使用するためには、使用基準を慎重に検討することが重要であり、欧米における使用状況を勘案した上で、耐性菌出現により有効性等に影響を及ぼすことがないよう十分な配慮が必要だと考えられる。</p> <p>また、新たな知見が得られた場合には、必要に応じて再評価を検討する必要があると考える。</p> <p>糖培地を用いて製造されたナイシン製剤（変更工程品）は、乳培地を用いて製造されたナイシン製剤（従来工程品）と同等の力値を有し、より純度が高く、また、乳由來の不純物の含有がないことから乳アレルギーのリスクの低減化が図れると考える。以上から、従来工程品の評価結果は変更工程品の評価にも適用することが可能であると判断した。</p> <p>（平成20年1月31日府食第00108号）</p> |

関係行政機関における施策の実施状況

| | |
|---------|---|
| 施策の検討経過 | 平成19年 9月26日、10月24日、平成20年2月28日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成20年 4月21日、10月10日、 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年1月22日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 |
| 施策の概要等 | 平成21年3月2日付け食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についての告示を公布。同日から適用。 (施策の概要) <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・同法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。 |

| | |
|-------------------|--|
| | <p>【リスク評価結果との関係】 食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を受け、適正な使用を指導する上で耐性菌の出現に関する情報を入手することは重要であることから、ナイシン耐性菌に関して情報を収集し、安全性、有効性の点で問題となるような新たな知見があれば、速やかに報告するように事業者等に対して、通知にて要請をした。</p> |
| 施策の実効性確保措置 | 平成21年3月2日、省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所及び地方厚生局に対して通知（食安発第0302001号～0302003号）し、指導を要請。 |
| その他特記事項 | |

(継続 19 下)

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | L-グルタミン酸アンモニウム |
| 評価品目の分類 | 添加物 |
| 用 途 | 調味料 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成18年5月22日付け厚生労働省発食安第0522006号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 添加物の指定（調味料） |
| 評価結果の概要 | L-グルタミン酸アンモニウムが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量（ADI）を特定する必要はない。 (平成20年3月13日府食第277号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年 4月11日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成20年 7月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 下)

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--|--|
| 評価品目名 | バレルアルデヒド |
| 評価品目の分類 | 添加物 |
| 用 途 | 香料 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成19年3月19日付け厚生労働省発食安第0319023号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 値 目 的 | 添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 添加物の指定（香料） |
| 評価結果の概要 | バレルアルデヒドは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成20年3月27日府食第324号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年 7月4日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成20年 7月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 |
| 施策の概要等 (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 | |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 下)

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | イソパレルアルデヒド |
| 評価品目の分類 | 添加物 |
| 用 途 | 香料 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成19年3月19日付け厚生労働省発食安第0319024号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 値 目 的 | 添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 添加物の指定（香料） |
| 評価結果の概要 | イソパレルアルデヒドは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成20年3月27日府食第325号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年 7月4日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成20年 7月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 下)

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|---|---|
| 評価品目名 | 次亜塩素酸水 |
| 評価品目の分類 | 添加物 |
| 用 途 | 殺菌料 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成17年1月31日付け厚生労働省発食安第0131002号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 添加物の成分規格を改正するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 添加物の成分規格改正（殺菌料） |
| 評価結果の概要 | 今回、食品健康影響評価を求められた2種類の次亜塩素酸水は、使用後、最終食品の完成前に除去される場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成19年1月25日府食第94号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成19年3月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成20年1月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 |
| 施策の概要等 | 「亜塩素酸水」の食品健康影響評価の結果の付帯事項として、亜塩素酸水への臭素酸の混入の可能性があることから、その実態について調査した上で、規格基準の設定の必要性について検討するよう求められており、これらの調査結果及び検討結果について、添加物の新規指定の前に食品安全委員会に報告することが求められている。このことは、類似物質である「次亜塩素酸水」についても同様のことが求められているため、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示については、臭素酸についての検討及び食品安全委員会への報告を行った後に公布予定である。 |
| (施策の概要) | |
| 【リスク評価結果との関係】 | |
| 次亜塩素酸水については、評価依頼をした時点の成分規格案から、含量の規定について変更した場合においても、食品健康影響評価の結果に影響を与えることがない旨、意見照会により内閣府食品安全委員会事務局長宛に確認済。 | |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 18 下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|---|
| 評価品目名 | インドキサカルブ |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 殺虫剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成17年11月8日付け厚生労働省発食安第1108003号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718034号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的内容 | － |
| 評価結果の概要 | インドキサカルブの一日摂取許容量（A D I）を0.0052mg/kg体重/日と設定する。 (平成20年4月3日府食第356号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定 |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | チアメトキサム |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 殺虫剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成16年8月3日付け厚生労働省発食安第0803001号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718002号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | チアメトキサムの一日摂取許容量（A D I）を0.018mg/kg体重/日と設定する。 (平成20年4月3日府食第357号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年12月9日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年12月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 (食品規格（食品中の農薬の残留基準）を設定することが適當) |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | フェンアミドン |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 殺菌剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成19年6月25日付け厚生労働省発食安第0625005号、平成19年11月27日付け厚生労働省発食安第1127003号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的内容 | — |
| 評価結果の概要 | フェンアミドンの一日摂取許容量（A D I）を0.028mg/kg体重/日と設定する。 (平成20年4月24日府食第450号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年7月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 (食品規格（食品中の農薬の残留基準）を設定することが適當) |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | ベンフレセート |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 除草剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成19年10月12日付け厚生労働省発食安第1012004号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | － |
| 評価結果の概要 | ベンフレセートの一日摂取許容量（A D I）を0.026mg/kg体重/日と設定する。 (平成20年4月24日府食第451号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年4月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 (食品規格（食品中の農薬の残留基準）を設定することが適當) |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | メタミドホス |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 殺虫剤・ダニ駆除剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成20年2月12日付け厚生労働省発食安第0212004号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第2項 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | － |
| 評価結果の概要 | <p>メタミドホスの一日摂取許容量（ADI）を0.0006mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>○参考：急性参照用量（ARfD）0.003mg/kg体重/日 (平成20年5月1日府食第475号)</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年9月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | ジクロルミド |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 薬害軽減剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112008号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第2項 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | <p>ジクロルミドの一日摂取許容量（ADI）を0.016mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>(平成20年5月15日府食第525号)</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | <p>平成20年7月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成20年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成20年11月21日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 (食品規格(食品中の農薬の残留基準)を設定しないことが適当)</p> |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | ハロスルフロンメチル |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 除草剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305019号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第2項 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | <p>ハロスルフロンメチルの一日摂取許容量（A D I）を0.1mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>(平成20年5月15日府食第526号)</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | <p>平成20年5月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成20年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成20年11月21日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 (食品規格(食品中の農薬の残留基準)を設定することが適當)</p> |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | ブプロフェジン |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 殺虫剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成19年8月21日付け厚生労働省発食安第0821002号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | － |
| 評価結果の概要 | <p>ブプロフェジンの一日摂取許容量（A D I）を0.009mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>(平成20年5月15日府食第527号)</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | <p>平成20年7月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成20年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 (食品規格（食品中の農薬の残留基準）を設定することが適當)</p> |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | カズサホス |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 殺虫剤（殺線虫剤） |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成20年3月3日付け厚生労働省発食安第0303010号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | カズサホスの一日摂取許容量（A D I）を0.00025mg/kg体重/日と設定する。 (平成20年7月3日府食第745号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年2月3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成21年3月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 (食品規格（食品中の農薬の残留基準）を設定することが適當) |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | フェンブコナゾール |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 殺菌剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成20年2月12日付け厚生労働省発食安第0212001号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | フェンブコナゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.03mg/kg体重/日と設定する。 (平成20年7月3日府食第746号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年12月9日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年12月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 (食品規格(食品中の農薬の残留基準)を設定することが適當) |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | フロニカミド |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 殺虫剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成20年2月12日付け厚生労働省発食安第0212002号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | フロニカミドの一日摂取許容量（ADI）を0.073mg/kg体重/日と設定する。 (平成20年7月3日府食第747号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年8月7日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年10月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 (食品規格(食品中の農薬の残留基準)を設定することが適當) |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|--|
| 評価品目名 | フルセトスルフロン |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 除草剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成19年5月22日付け厚生労働省発食安第0522002号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | フルセトスルフロンの一日摂取許容量（ADI）を0.041mg/kg体重/日と設定する。 (平成20年7月17日府食第793号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年10月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年12月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 (食品規格(食品中の農薬の残留基準)を設定することが適當) |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | マンジプロパミド |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 殺菌剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成19年8月6日付け厚生労働省発食安第0806012号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | マンジプロパミドの一日摂取許容量（A D I）を0.05mg/kg体重/日と設定する。 (平成20年7月17日府食第794号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年8月7日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年10月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 (食品規格(食品中の農薬の残留基準)を設定することが適當) |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|---|
| 評価品目名 | オキソリニック酸 |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 殺菌剤（抗菌剤） |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成18年9月4日付け厚生労働省発食安第0904001号、平成19年12月25日付け厚生労働省発食安第1225001号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | — |
| 評価結果の概要 | <p>オキソリニック酸の一日摂取許容量（A D I）を0.021mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえて、暫定基準値の見直しを行う際に再確認することとする。</p> <p>(平成20年7月24日府食第812号)</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | <p>平成20年4月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成20年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>(食品規格（食品中の農薬の残留基準）を設定することが適當)</p> |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | 1-ナフタレン酢酸 |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 植物成長調整剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成19年8月6日付け厚生労働省発食安第0806003号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | <p>1-ナフタレン酢酸の一日摂取許容量（A D I）を0.15mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>(平成20年7月24日府食第814号)</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | <p>平成21年2月3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成21年3月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 (食品規格(食品中の農薬の残留基準)を設定することが適當)</p> |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | トリフルキシストロビン |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 殺菌剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成19年6月5日付け厚生労働省発食安第0605003号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | <p>トリフルキシストロビンの一日摂取許容量（A D I）を0.05mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>(平成20年8月1日府食第840号)</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定 |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | オキサジクロメホン |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 除草剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305010号、平成20年6月2日付け厚生労働省発食安第0602001号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | <p>オキサジクロメホンの一日摂取許容量（A D I）を0.0091mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>(平成20年8月21日府食第905号)</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定 |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | ゾキサミド |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 殺菌剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112009号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第2項 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | <p>ゾキサミドの一日摂取許容量（A D I）を0.48mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>(平成20年8月21日府食第906号)</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定 |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | チアゾピル |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 除草剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成19年6月5日付け厚生労働省発食安第0605009号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第2項 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | <p>チアゾピルの一日摂取許容量（A D I）を0.0072mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>(平成20年8月29日府食第926号)</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定 |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | メタフルミゾン |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 殺虫剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成18年2月27日付け厚生労働省発食安第0227001号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | メタフルミゾンの一日摂取許容量（A D I）を0.12mg/kg体重/日と設定する。 (平成20年8月29日府食第927号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成21年3月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 (食品規格(食品中の農薬の残留基準)を設定することが適當) |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|---|
| 評価品目名 | アセタミプリド |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 殺虫剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成20年2月12日付け厚生労働省発食安第0212003号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第2項 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | <p>アセタミプリドの一日摂取許容量（A D I）を0.071mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>○参考：急性参考用量（ARfD）0.1mg/kg体重/日 (平成20年8月29日府食第928号)</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | <p>平成20年12月9日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成21年2月3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | トリルフルアニド |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 殺菌剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成19年6月5日付け厚生労働省発食安第0605010号、平成20年6月2日付け厚生労働省発食安第0602002号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | － |
| 評価結果の概要 | <p>トリルフルアニドの一日摂取許容量（A D I）を0.036mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>(平成20年9月4日府食第955号)</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定 |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | プロポキシカルバゾン |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 除草剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112012号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第2項 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | <p>プロポキシカルバゾンの一日摂取許容量（ADI）を0.43mg/kg体重/日（プロポキシカルバゾンナトリウム塩として）と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>（平成20年9月4日府食第956号）</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定 |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | アセキノシル |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 殺虫剤（殺ダニ剤） |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成19年7月13日付け厚生労働省発食安第0713005号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | <p>アセキノシルの一日摂取許容量（ADI）を0.022mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>(平成20年9月11日府食第984号)</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定 |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | ピリブチカルブ |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 除草剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成19年8月6日付け厚生労働省発食安第0806011号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | － |
| 評価結果の概要 | ピリブチカルブの一日摂取許容量（A D I）を0.0088mg/kg体重/日と設定する。 (平成20年9月11日府食第985号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定 |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | オキサジアゾン |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 除草剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成20年1月11日付け厚生労働省発食安第0111001号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | － |
| 評価結果の概要 | オキサジアゾンの一日摂取許容量（A D I）を0.0036mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成20年9月25日府食第1017号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定 |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | カルボキシン |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 殺菌剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305011号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第2項 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | <p>カルボキシンの一日摂取許容量（ADI）を0.008mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>(平成20年9月25日府食第1018号)</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定 |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | ハロスルフロンメチル（清涼飲料水） |
| 評価品目の分類 | その他 |
| 用 途 | — |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 値 目 的 | 清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | — |
| 評価結果の概要 | <p>ハロスルフロンメチルの一日摂取許容量（A D I）を0.1mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>(平成20年5月15日府食第526号)</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。 |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | ブロフェジン（清涼飲料水） |
| 評価品目の分類 | その他 |
| 用 途 | — |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | — |
| 評価結果の概要 | ブロフェジンの一日摂取許容量（ADI）を0.009mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成20年5月15日府食第527号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。 |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | ピリブチカルブ（清涼飲料水） |
| 評価品目の分類 | その他 |
| 用 途 | — |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | — |
| 評価結果の概要 | ピリブチカルブの一日摂取許容量（A D I）を0.0088mg/kg体重/日と設定する。 (平成20年9月11日府食第985号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。 |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | テブフェノジド |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 殺虫剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305017号、平成19年8月6日付け厚生労働省発食安第0806009号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | － |
| 評価結果の概要 | <p>テブフェノジドの一日摂取許容量（A D I）を0.016mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「総合評価」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>（平成19年11月8日府食第1106号）</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定 |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|---|
| 評価品目名 | シロマジン |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 殺虫剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成17年3月31日付け厚生労働省発食安第0331002号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718010号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的内容 | — |
| 評価結果の概要 | シロマジンの一日摂取許容量（A D I）を0.018mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年11月29日府食第1174号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年5月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年12月24日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 (食品規格(食品中の農薬の残留基準)を設定することが適當) |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| 評価品目名 | チオベンカルブ | | | | | | | | | | |
|-------------------|---|--|-------------|------|------|-----------|------|----|------|------------|------|
| 評価品目の分類 | 農薬 | | | | | | | | | | |
| 用 途 | 除草剤 | | | | | | | | | | |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 | | | | | | | | | | |
| 評価要請日等 | 平成19年8月6日付け厚生労働省発食安第0806002号 | | | | | | | | | | |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項 | | | | | | | | | | |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 | | | | | | | | | | |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 | | | | | | | | | | |
| 評価結果の概要 | <p>チオベンカルブの一日摂取許容量（A D I）を0.009mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>(平成19年12月13日府食第1221号)</p> | | | | | | | | | | |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | | | | | | | | | | | |
| 施策の検討経過 | <p>平成20年3月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成20年4月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成20年10月30日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申</p> | | | | | | | | | | |
| 施策の概要等 | <p>平成20年11月27日、食品規格に関する告示を公布</p> <p>平成20年11月27日から適用。ただし、一部の食品については平成21年5月27日から適用</p> <p>(施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定</p> <p>【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大摂取量(TMDI)）のADIに対する比は、以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>20.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>36.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>18.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>20.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>」（報告書抜粋）とされている。</p> | | TMDI／ADI(%) | 国民平均 | 20.7 | 幼小児（1～6歳） | 36.4 | 妊婦 | 18.0 | 高齢者（65歳以上） | 20.1 |
| | TMDI／ADI(%) | | | | | | | | | | |
| 国民平均 | 20.7 | | | | | | | | | | |
| 幼小児（1～6歳） | 36.4 | | | | | | | | | | |
| 妊婦 | 18.0 | | | | | | | | | | |
| 高齢者（65歳以上） | 20.1 | | | | | | | | | | |
| 施策の実効性確保措置 | 平成20年11月27日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第1127001～1127003号）し、周知するとともに監視指導を要請 | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | | | | | | | | | | | |

(継続 19 下)

チオベンカルブ

| 食品名 | 残留基準値 ppm |
|--|--------------|
| 小麦 | 0.05 |
| 大麦 | 0.05 |
| ライ麦 | 0.05 |
| とうもろこし | 0.03 |
| その他の穀類(注1) | 0.05 |
| 大豆 | 0.02 |
| 小豆類(いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バタ一豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。) | 0.1 |
| らつかせい | 0.05 |
| ばれいしょ | 0.02 |
| エンダイブ | 0.05 |
| たまねぎ | 0.02 |
| ねぎ(リーキを含む。) | 0.02 |
| にんじん | 0.02 |
| えだまめ | 0.03 |
| 牛の筋肉 | 0.01 |
| 豚の筋肉 | 0.01 |
| その他の陸棲哺乳類に属する動物(注2)の筋肉 | 0.01 |
| 牛の脂肪 | 0.01 |
| 豚の脂肪 | 0.01 |
| その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪 | 0.01 |
| 牛の肝臓 | 0.01 |
| 豚の肝臓 | 0.01 |
| その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓 | 0.01 |
| 牛の腎臓 | 0.01 |
| 豚の腎臓 | 0.01 |
| その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 | 0.01 |
| 牛の食用部分 | 0.01 |
| 豚の食用部分 | 0.01 |
| その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 | 0.01 |
| 乳 | 0.01 |
| 鶏の筋肉 | 0.03 |
| その他の家きん(注3)の筋肉 | 0.03 |
| 鶏の脂肪 | 0.03 |
| その他の家きんの脂肪 | 0.03 |
| 鶏の肝臓 | 0.03 |
| その他の家きんの肝臓 | 0.03 |
| 鶏の腎臓 | 0.03 |
| その他の家きんの腎臓 | 0.03 |
| 鶏の食用部分 | 0.03 |
| その他の家きんの食用部分 | 0.03 |
| 鶏の卵 | 0.03 |
| その他の家きんの卵 | 0.03 |
| 魚介類(貝類に限る。) | 0.5 |
| 魚介類(貝類を除く。) | 0.02 |

(注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

(注2) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

(注3) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | イミベンコナゾール |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 殺菌剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305007号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第2項 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | － |
| 評価結果の概要 | イミベンコナゾールの一日摂取許容量（A D I）を0.0098mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成19年12月20日府食第1243号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定 |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | ピラフルフェンエチル |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 除草剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305020号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | － |
| 評価結果の概要 | <p>ピラフルフェンエチルの一日摂取許容量（A D I）を0.17mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>(平成19年12月20日府食第1244号)</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | <p>平成20年3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成20年4月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成20年11月21日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 (食品規格(食品中の農薬の残留基準)を設定することが適當)</p> |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | フルトラニル |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 殺菌剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成19年8月28日付け厚生労働省発食安第0828001号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | — |
| 評価結果の概要 | <p>フルトラニルの一日摂取許容量（ADI）を0.087mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>(平成19年12月20日府食第1245号)</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | <p>平成20年3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成20年4月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成21年3月18日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 (食品規格(食品中の農薬の残留基準)を設定することが適當)</p> |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | インダノファン |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 除草剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成19年9月13日付け厚生労働省発食安第0913008号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | － |
| 評価結果の概要 | インダノファンの一日摂取許容量（A D I）を0.0035mg/kg体重/日と設定する。 (平成20年1月10日府食第28号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年3月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年4月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年3月18日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 (食品規格（食品中の農薬の残留基準）を設定することが適當) |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| 評価品目名 | ジチオピル | | | | | | | | | | |
|--------------------------|---|--|-------------|------|------|-----------|------|----|------|------------|------|
| 評価品目の分類 | 農薬 | | | | | | | | | | |
| 用 途 | 除草剤 | | | | | | | | | | |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 | | | | | | | | | | |
| 評価要請日等 | 平成19年9月13日付け厚生労働省発食安第0913005号 | | | | | | | | | | |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項 | | | | | | | | | | |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 | | | | | | | | | | |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 | | | | | | | | | | |
| 評価結果の概要 | <p>ジチオピルの一日摂取許容量（A D I）を0.0036mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>(平成20年1月10日府食第29号)</p> | | | | | | | | | | |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | | | | | | | | | | | |
| 施策の検討経過 | <p>平成20年1月30日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成20年4月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成20年10月30日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申</p> | | | | | | | | | | |
| 施策の概要等 | <p>平成20年11月27日、食品規格に関する告示を公布</p> <p>平成20年11月27日から適用。ただし、一部の食品については平成21年5月27日から適用</p> <p>(施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定</p> <p>【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大摂取量(TMDI)）のA D Iに対する比は、以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>10.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>16.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>10.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>10.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>」（報告書抜粋）とされている。</p> | | TMDI／ADI(%) | 国民平均 | 10.8 | 幼小児（1～6歳） | 16.8 | 妊婦 | 10.1 | 高齢者（65歳以上） | 10.6 |
| | TMDI／ADI(%) | | | | | | | | | | |
| 国民平均 | 10.8 | | | | | | | | | | |
| 幼小児（1～6歳） | 16.8 | | | | | | | | | | |
| 妊婦 | 10.1 | | | | | | | | | | |
| 高齢者（65歳以上） | 10.6 | | | | | | | | | | |
| 施策の実効性確保措置 | 平成20年11月27日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第1127001～1127003号）し、周知するとともに監視指導を要請 | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | | | | | | | | | | | |

(継続 19 下)

ジチオピル

| 食品名 | 残留基準値 ppm |
|-----------|--------------|
| 米(玄米をいう。) | 0.01 |
| 魚介類 | 0.2 |

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| 評価品目名 | エスプロカルブ | | | | | | | | | | |
|-------------------|---|--|-------------|------|-----|-----------|-----|----|-----|------------|-----|
| 評価品目の分類 | 農薬 | | | | | | | | | | |
| 用 途 | 除草剤 | | | | | | | | | | |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 | | | | | | | | | | |
| 評価要請日等 | 平成19年9月13日付け厚生労働省発食安第0913009号 | | | | | | | | | | |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 | | | | | | | | | | |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 | | | | | | | | | | |
| 評価目的の具体的な内容 | － | | | | | | | | | | |
| 評価結果の概要 | エスプロカルブの一日摂取許容量（A D I）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 (平成20年1月17日府食第59号) | | | | | | | | | | |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | | | | | | | | | | | |
| 施策の検討経過 | 平成20年1月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年4月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年10月30日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 | | | | | | | | | | |
| 施策の概要等 | 平成20年11月27日、食品規格に関する告示を公布 平成20年11月27日から適用。ただし、一部の食品については平成21年5月27日から適用 (施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大摂取量(TMDI)）のADIに対する比は、以下のとおりである。 | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>4.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>6.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>3.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>4.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>」（報告書抜粋）とされている。</p> | | TMDI／ADI(%) | 国民平均 | 4.2 | 幼小児（1～6歳） | 6.7 | 妊婦 | 3.9 | 高齢者（65歳以上） | 4.2 |
| | TMDI／ADI(%) | | | | | | | | | | |
| 国民平均 | 4.2 | | | | | | | | | | |
| 幼小児（1～6歳） | 6.7 | | | | | | | | | | |
| 妊婦 | 3.9 | | | | | | | | | | |
| 高齢者（65歳以上） | 4.2 | | | | | | | | | | |
| 施策の実効性確保措置 | 平成20年11月27日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第1127001～1127003号）し、周知するとともに監視指導を要請 | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | | | | | | | | | | | |

(継続 19 下)

エスプロカルブ

| 食品名 | 残留基準値 ppm |
|-----------|--------------|
| 米(玄米をいう。) | 0.02 |
| 魚介類 | 0.2 |

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| 評価品目名 | シエノピラフェン | | | | | | | | | | |
|--------------------------|---|--|-------------|------|------|-----------|------|----|------|------------|------|
| 評価品目の分類 | 農薬 | | | | | | | | | | |
| 用 途 | 殺虫剤（殺ダニ剤） | | | | | | | | | | |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 | | | | | | | | | | |
| 評価要請日等 | 平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305002号 | | | | | | | | | | |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 | | | | | | | | | | |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 | | | | | | | | | | |
| 評価目的の具体的な内容 | － | | | | | | | | | | |
| 評価結果の概要 | シエノピラフェンの一日摂取許容量（A D I）を0.05mg/kg体重/日と設定する。 (平成20年1月17日府食第60号) | | | | | | | | | | |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | | | | | | | | | | | |
| 施策の検討経過 | 平成20年1月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年4月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年10月30日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 | | | | | | | | | | |
| 施策の概要等 | 平成20年11月27日、食品規格に関する告示を公布 平成20年11月27日から適用 (施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大摂取量(TMDI)）のADIに対する比は、以下のとおりである。 | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>10.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>21.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>10.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>13.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>」（報告書抜粋）とされている。</p> | | TMDI／ADI(%) | 国民平均 | 10.2 | 幼小児（1～6歳） | 21.9 | 妊婦 | 10.6 | 高齢者（65歳以上） | 13.0 |
| | TMDI／ADI(%) | | | | | | | | | | |
| 国民平均 | 10.2 | | | | | | | | | | |
| 幼小児（1～6歳） | 21.9 | | | | | | | | | | |
| 妊婦 | 10.6 | | | | | | | | | | |
| 高齢者（65歳以上） | 13.0 | | | | | | | | | | |
| 施策の実効性確保措置 | 平成20年11月27日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第1127001～1127003号）し、周知するとともに監視指導を要請 | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | | | | | | | | | | | |

(継続 19 下)

シエノピラフェン

| 食品名 | 残留基準値 ppm |
|--------------------|--------------|
| なす | 0.7 |
| すいか | 0.05 |
| みかん | 0.05 |
| なつみかんの果実全体 | 2 |
| レモン | 2 |
| オレンジ（ネーブルオレンジを含む。） | 2 |
| グレープフルーツ | 2 |
| ライム | 2 |
| その他のかんきつ類果実（注1） | 2 |
| りんご | 2 |
| 日本なし | 2 |
| 西洋なし | 2 |
| もも | 0.1 |
| とうとう（チェリーを含む。） | 2 |
| いちご | 2 |
| 茶 | 60 |
| その他のスパイス（注2） | 10 |

(注1) 「他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

(注2) 「他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しようが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| 評価品目名 | シラフルオフェン | | | | | | | | | | |
|-------------------|--|--|-------------|------|-----|-----------|------|----|-----|------------|-----|
| 評価品目の分類 | 農薬 | | | | | | | | | | |
| 用 途 | 殺虫剤 | | | | | | | | | | |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 | | | | | | | | | | |
| 評価要請日等 | 平成19年10月12日付け厚生労働省発食安第1012001号 | | | | | | | | | | |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項 | | | | | | | | | | |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 | | | | | | | | | | |
| 評価目的の具体的な内容 | － | | | | | | | | | | |
| 評価結果の概要 | <p>シラフルオフェンの一日摂取許容量（A D I）を0.11mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>(平成20年1月17日府食第61号)</p> | | | | | | | | | | |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | | | | | | | | | | | |
| 施策の検討経過 | <p>平成20年1月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成20年4月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成20年10月30日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申</p> | | | | | | | | | | |
| 施策の概要等 | <p>平成20年11月27日、食品規格に関する告示を公布</p> <p>平成20年11月27日から適用。ただし、一部の食品については平成21年5月27日から適用</p> <p>(施策の概要)</p> <p>食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大摂取量(TMDI)）のADIに対する比は、以下のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>6.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>14.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>8.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>」（報告書抜粋）とされている。</p> | | TMDI／ADI(%) | 国民平均 | 6.8 | 幼小児（1～6歳） | 14.0 | 妊婦 | 6.0 | 高齢者（65歳以上） | 8.1 |
| | TMDI／ADI(%) | | | | | | | | | | |
| 国民平均 | 6.8 | | | | | | | | | | |
| 幼小児（1～6歳） | 14.0 | | | | | | | | | | |
| 妊婦 | 6.0 | | | | | | | | | | |
| 高齢者（65歳以上） | 8.1 | | | | | | | | | | |
| 施策の実効性確保措置 | 平成20年11月27日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第1127001～1127003号）し、周知するとともに監視指導を要請 | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | | | | | | | | | | | |

(継続 19 下)

シラフルオフエン

| 食品名 | 残留基準値 ppm |
|--------------------|--------------|
| 米(玄米をいう。) | 0.3 |
| 大豆 | 0.1 |
| かんしょ | 0.1 |
| えだまめ | 2 |
| その他の野菜(注1) | 0.1 |
| みかん | 0.2 |
| なつみかんの果実全体 | 3 |
| レモン | 3 |
| オレンジ（ネーブルオレンジを含む。） | 3 |
| グレープフルーツ | 3 |
| ライム | 3 |
| その他のかんきつ類果実(注2) | 3 |
| りんご | 3 |
| 日本なし | 1 |
| 西洋なし | 1 |
| もも | 0.1 |
| その他のスパイス(注3) | 10 |
| 魚介類 | 0.4 |

(注1)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注2)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

(注3)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、どうがらし、パプリカ、しようが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| 評価品目名 | ピリフタリド | | | | | | | | | | |
|-------------------|--|--|-------------|------|-----|-----------|-----|----|-----|------------|-----|
| 評価品目の分類 | 農薬 | | | | | | | | | | |
| 用 途 | 除草剤 | | | | | | | | | | |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 | | | | | | | | | | |
| 評価要請日等 | 平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305021号 | | | | | | | | | | |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第2項 | | | | | | | | | | |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 | | | | | | | | | | |
| 評価目的の具体的な内容 | － | | | | | | | | | | |
| 評価結果の概要 | <p>ピリフタリドの一日摂取許容量（ADI）を0.0056mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>(平成20年1月17日府食第62号)</p> | | | | | | | | | | |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | | | | | | | | | | | |
| 施策の検討経過 | <p>平成20年1月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成20年4月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成20年10月30日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申</p> | | | | | | | | | | |
| 施策の概要等 | <p>平成20年11月27日、食品規格に関する告示を公布 平成21年5月27日から適用</p> <p>(施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定</p> <p>【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大摂取量(TMDI)）のADIに対する比は、以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>1.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>」（報告書抜粋）とされている。</p> | | TMDI／ADI(%) | 国民平均 | 1.2 | 幼小児（1～6歳） | 2.2 | 妊婦 | 0.9 | 高齢者（65歳以上） | 1.2 |
| | TMDI／ADI(%) | | | | | | | | | | |
| 国民平均 | 1.2 | | | | | | | | | | |
| 幼小児（1～6歳） | 2.2 | | | | | | | | | | |
| 妊婦 | 0.9 | | | | | | | | | | |
| 高齢者（65歳以上） | 1.2 | | | | | | | | | | |
| 施策の実効性確保措置 | 平成20年11月27日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第1127001～1127003号）し、周知するとともに監視指導を要請 | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | | | | | | | | | | | |

(継続 19 下)

ピリフタリド

| 食品名 | 残留基準値 ppm |
|-----------|--------------|
| 米(玄米をいう。) | 0.02 |

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | フルベンジアミド |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 殺虫剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成19年11月9日付け厚生労働省発食安第1109009号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | － |
| 評価結果の概要 | フルベンジアミドの一日摂取許容量（A D I）を0.017mg/kg体重/日と設定する。 (平成20年1月31日府食第109号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年3月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年4月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年3月18日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 (食品規格（食品中の農薬の残留基準）を設定することが適當) |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|--|
| 評価品目名 | エトキサゾール |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 殺虫剤（殺ダニ剤） |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305008号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第2項 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | <p>エトキサゾールの一日摂取許容量（A D I）を0.04mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>(平成20年2月21日府食第188号)</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | <p>平成20年6月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成20年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成20年11月21日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申</p> <p>(食品規格（食品中の農薬の残留基準）を設定することが適當)</p> |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | カフェンストロール |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 除草剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成19年8月6日付け厚生労働省発食安第0806006号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | — |
| 評価結果の概要 | カフェンストロールの一日摂取許容量（ADI）を0.003mg/kg体重/日と設定する。 (平成20年2月21日府食第189号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年3月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年4月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年3月18日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 (食品規格（食品中の農薬の残留基準）を設定することが適當) |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | イソプロチオラン |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 殺菌剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成19年8月21日付け厚生労働省発食安第0821001号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | － |
| 評価結果の概要 | <p>イソプロチオランの一日摂取許容量（A D I）を0.1mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>(平成20年2月28日府食第216号)</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | <p>平成20年3月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成20年4月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成21年3月18日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申</p> <p>(食品規格（食品中の農薬の残留基準）を設定することが適當)</p> |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | エチプロール |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 殺虫剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成19年12月4日付け厚生労働省発食安第1204001号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | － |
| 評価結果の概要 | エチプロールの一日摂取許容量（ADI）を0.005mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成20年2月28日府食第217号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年4月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 (食品規格（食品中の農薬の残留基準）を設定することが適當) |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|---|
| 評価品目名 | クロチアニジン |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 殺虫剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成20年1月11日付け厚生労働省発食安第0111003号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | クロチアニジンの一日摂取許容量（A D I）を0.097mg/kg体重/日と設定する。 (平成20年2月28日府食第218号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年12月9日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年12月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 (食品規格(食品中の農薬の残留基準)を設定することが適當) |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|---|
| 評価品目名 | メフェナセット |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 除草剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成19年9月25日付け厚生労働省発食安第0925002号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | メフェナセットの一日摂取許容量（A D I）を0.007mg/kg体重/日と設定する。 (平成20年3月13日府食第281号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年3月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年4月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年3月18日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 (食品規格(食品中の農薬の残留基準)を設定することが適當) |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | ベンゾビシクロン |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 除草剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305024号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第2項 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | — |
| 評価結果の概要 | ベンゾビシクロンの一日摂取許容量（A D I）を0.034mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成20年3月13日府食第282号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年3月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年4月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年11月21日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 (食品規格（食品中の農薬の残留基準）を設定することが適當) |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | ジメトモルフ |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 殺菌剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成19年11月27日付け厚生労働省発食安第1127002号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | － |
| 評価結果の概要 | ジメトモルフの一日摂取許容量（ADI）を0.11mg/kg体重/日と設定する。 (平成20年3月13日府食第283号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年5月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 (食品規格（食品中の農薬の残留基準）を設定することが適當) |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|---|
| 評価品目名 | ベンチアバリカルブイソプロピル |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 殺菌剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成19年12月18日付け厚生労働省発食安第1218003号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | ベンチアバリカルブイソプロピルの一日摂取許容量（A D I）を0.069mg/kg体重/日と設定する。 (平成20年3月13日府食第284号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年4月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年11月21日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 (食品規格(食品中の農薬の残留基準)を設定することが適當) |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | オリサストロビン |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 殺菌剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成20年1月11日付け厚生労働省発食安第0111002号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | － |
| 評価結果の概要 | オリサストロビンの一日摂取許容量（A D I）を0.052mg/kg体重/日と設定する。 (平成20年3月27日府食第330号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年4月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 (食品規格（食品中の農薬の残留基準）を設定することが適當) |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | ダイムロン（清涼飲料水） |
| 評価品目の分類 | その他 |
| 用 途 | — |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | — |
| 評価結果の概要 | ダイムロンの一日摂取許容量（ADI）を0.3mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年11月8日府食第1105号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。 |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | カルプロパミド（清涼飲料水） |
| 評価品目の分類 | その他 |
| 用 途 | — |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | — |
| 評価結果の概要 | カルプロパミドの一日摂取許容量（A D I）を0.014mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成19年12月13日府食第1222号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。 |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | フルトラニル（清涼飲料水） |
| 評価品目の分類 | その他 |
| 用 途 | — |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | — |
| 評価結果の概要 | フルトラニルの一日摂取許容量（ADI）を0.087mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成19年12月20日府食第1245号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。 |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | エスプロカルブ（清涼飲料水） |
| 評価品目の分類 | その他 |
| 用 途 | — |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | — |
| 評価結果の概要 | エスプロカルブの一日摂取許容量（A D I）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 (平成20年1月17日府食第59号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。 |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | カフェンストロール（清涼飲料水） |
| 評価品目の分類 | その他 |
| 用 途 | — |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | — |
| 評価結果の概要 | カフェンストロールの一日摂取許容量（ADI）を0.003mg/kg体重/日と設定する。 (平成20年2月21日府食第189号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。 |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | メフェナセット（清涼飲料水） |
| 評価品目の分類 | その他 |
| 用 途 | — |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | — |
| 評価結果の概要 | メフェナセットの一日摂取許容量（A D I）を0.007/kg体重/日と設定する。 (平成20年3月13日府食第281号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。 |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| 評価品目名 | クロルフェナピル | | | | | | | | | | |
|--------------------------|--|--|------------|------|------|-----------|------|----|------|------------|------|
| 評価品目の分類 | 農薬 | | | | | | | | | | |
| 用 途 | 殺虫剤（殺ダニ剤） | | | | | | | | | | |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 | | | | | | | | | | |
| 評価要請日等 | 平成17年10月4日付け厚生労働省発食安第1004002号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718029号 | | | | | | | | | | |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項 | | | | | | | | | | |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 | | | | | | | | | | |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 | | | | | | | | | | |
| 評価結果の概要 | クロルフェナピルの一日摂取許容量（ADI）を0.026mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年9月27日府食第921号) | | | | | | | | | | |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | | | | | | | | | | | |
| 施策の検討経過 | 平成20年1月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年4月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年10月30日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 | | | | | | | | | | |
| 施策の概要等 | 平成20年11月27日、食品規格に関する告示を公布 平成20年11月27日から適用。ただし、一部の食品については平成21年5月27日から適用 (施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（推定一日摂取量（EDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI／ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>21.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>37.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>18.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>23.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>」（報告書抜粋）とされている。</p> | | EDI／ADI(%) | 国民平均 | 21.2 | 幼小児（1～6歳） | 37.4 | 妊婦 | 18.6 | 高齢者（65歳以上） | 23.5 |
| | EDI／ADI(%) | | | | | | | | | | |
| 国民平均 | 21.2 | | | | | | | | | | |
| 幼小児（1～6歳） | 37.4 | | | | | | | | | | |
| 妊婦 | 18.6 | | | | | | | | | | |
| 高齢者（65歳以上） | 23.5 | | | | | | | | | | |
| 施策の実効性確保措置 | 平成20年11月27日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第1127001～1127003号）し、周知するとともに監視指導を要請 | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | | | | | | | | | | | |

(継続 19 上)

クロルフェナピル

| 食品名 | 残留基準値 ppm |
|--|--------------|
| 小豆類(いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。) | 0.05 |
| さといも類(やつがしらを含む。) | 0.03 |
| かんしょ | 0.05 |
| やまいも(長いもをいう。) | 0.05 |
| かぶ類の根 | 0.2 |
| かぶ類の葉 | 15 |
| キャベツ | 0.7 |
| 芽キャベツ | 0.3 |
| ケール | 10 |
| こまつな | 5 |
| きょうな | 10 |
| チンゲンサイ | 10 |
| カリフラワー | 1 |
| ブロッコリー | 1 |
| その他のあぶらな科野菜(注1) | 10 |
| レタス(サラダ菜及びちしやを含む。) | 20 |
| その他のきく科野菜(注2) | 20 |
| ねぎ(リーキを含む。) | 3 |
| アスパラガス | 0.5 |
| その他のゆり科野菜(注3) | 0.7 |
| セロリ | 3 |
| みつば | 3 |
| その他のせり科野菜(注4) | 2 |
| トマト | 1.0 |
| ピーマン | 1 |
| その他のなす科野菜(注5) | 5 |
| かぼちゃ(スカッシュを含む。) | 0.5 |
| しろうり | 1 |
| すいか | 0.05 |
| その他のうり科野菜(注6) | 1 |
| オクラ | 0.7 |
| 未成熟えんどう | 2 |
| その他の野菜(注7) | 2 |
| なつみかんの果実全体 | 2 |
| レモン | 2 |
| オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) | 2 |
| グレープフルーツ | 2 |
| ライム | 2 |
| その他のかんきつ類果実(注8) | 2 |
| りんご | 2 |
| マルメロ | 0.5 |
| びわ | 0.5 |
| もも | 0.05 |
| ネクタリン | 1 |
| おうとう(チェリーを含む。) | 1 |
| いちご | 5 |
| ぶどう | 5 |
| バナナ | 2 |
| マンゴー | 0.3 |
| その他の果実(注9) | 2 |
| 茶 | 40 |

| | |
|-------------------------|------|
| その他のスパイス（注10） | 10 |
| その他のハーブ（注11） | 10 |
| 牛の筋肉 | 0.01 |
| 豚の筋肉 | 0.01 |
| その他の陸棲哺乳類に属する動物（注12）の筋肉 | 0.01 |
| 牛の脂肪 | 0.05 |
| 豚の脂肪 | 0.05 |
| その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪 | 0.05 |
| 牛の肝臓 | 0.05 |
| 豚の肝臓 | 0.05 |
| その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓 | 0.05 |
| 牛の腎臓 | 0.05 |
| 豚の腎臓 | 0.05 |
| その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 | 0.05 |
| 牛の食用部分 | 0.05 |
| 豚の食用部分 | 0.05 |
| その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 | 0.05 |
| 乳 | 0.01 |
| 鶏の筋肉 | 0.01 |
| その他の家きん（注13）の筋肉 | 0.01 |
| 鶏の脂肪 | 0.01 |
| その他の家きんの脂肪 | 0.01 |
| 鶏の肝臓 | 0.01 |
| その他の家きんの肝臓 | 0.01 |
| 鶏の腎臓 | 0.01 |
| その他の家きんの腎臓 | 0.01 |
| 鶏の食用部分 | 0.01 |
| その他の家きんの食用部分 | 0.01 |
| 鶏の卵 | 0.01 |
| その他の家きんの卵 | 0.01 |

(注1)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー／ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

(注2)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

(注3)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

(注4)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注5)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注6)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

(注7)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注8)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

(注9)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パインアップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

(注10)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(注11)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

(注12)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

(注13)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|---|
| 評価品目名 | イミダクロプリド |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 殺虫剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成18年9月4日付け厚生労働省発食安第0904005号、平成19年2月23日付け厚生労働省発食安第0223003号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項及び同条第2項 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | イミダクロプリドの一日摂取許容量（A D I）を0.057mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年6月14日府食第596号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定 |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | アミトラズ |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 殺虫剤（殺ダニ剤） |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成18年11月6日付け厚生労働省発食安第1106001号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第2項 |
| 評 価 目 的 | 農薬及び動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | － |
| 評価結果の概要 | アミトラズの一日摂取許容量（A D I）を0.0025mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年5月17日府食第482号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年 3月12日、平成20年 6月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年 7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年12月24日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 (食品規格（食品中の農薬の残留基準）を設定することが適當) |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|--|
| 評価品目名 | フルリドン |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 除草剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成18年12月18日付け厚生労働省発食安第1218014号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第2項 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | フルリドンの一日摂取許容量（A D I）を0.076mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年8月23日府食第801号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定 |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|---|
| 評価品目名 | アメトリン |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 除草剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305005号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第2項 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | アメトリンの一日摂取許容量（A D I）を0.072mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年9月13日府食第871号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年4月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年11月21日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 (食品規格(食品中の農薬の残留基準)を設定することが適當) |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | ピリプロキシフエン（清涼飲料水） |
| 評価品目の分類 | その他 |
| 用 途 | — |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | — |
| 評価結果の概要 | ピリプロキシフエンの一日摂取許容量（ADI）を0.1mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年8月2日府食第749号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。 |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|--|
| 評価品目名 | クロルピリホス |
| 評価品目の分類 | 農薬 |
| 用 途 | 殺虫剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成16年10月29日付け厚生労働省発食安第1029002号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718004号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項 |
| 評 価 目 的 | 農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | — |
| 評価結果の概要 | クロルピリホスの一日摂取許容量（A D I）を0.001mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年3月22日府食第304号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定 |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 1 8 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|---|
| 評価品目名 | クロルピリホス（清涼飲料水） |
| 評価品目の分類 | その他 |
| 用 途 | — |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | — |
| 評価結果の概要 | クロルピリホスの一日摂取許容量（ADI）を0.001mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年3月22日府食第304号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。 |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 18 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|---|
| 評価品目名 | アゾキシストロビン（清涼飲料水） |
| 評価品目の分類 | その他 |
| 用 途 | — |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | — |
| 評価結果の概要 | アゾキシストロビンの一日摂取許容量（ADI）を0.18mg/kg体重/日と設定する。 (平成18年12月21日府食第1030号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。 |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 1 8 下)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | ベンゾカイン |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 鎮静・麻酔剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305034号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第2項 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | — |
| 評価結果の概要 | <p>ベンゾカインは動物用医薬品として適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>(平成20年4月10日府食第384号)</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | <p>平成20年10月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成20年12月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|--|
| 評価品目名 | 豚サーコウイルス（2型）感染症不活化ワクチン（油性アジュバント加懸濁用液） |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 母豚への投与後、子豚における受動免疫による豚サーコウイルス2型感染に伴うリンパ組織における病変の軽減ならびに豚サーコウイルス2型に起因する斃死率及び臨床徵候の軽減 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成20年2月12日付け厚生労働省発食安第0212005号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | － |
| 評価結果の概要 | 豚サーコウイルス（2型）感染症不活化ワクチン（油性アジュバント加懸濁用液）（サーコバック）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成20年4月10日府食第385号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年 3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年 4月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年 4月24日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 特記事項なし。</p> |
| 施策の実効性確保措置 | <ul style="list-style-type: none"> 平成20年4月24日、薬事法に基づく承認を与えない事由に該当しない旨を農林水産大臣に回答。併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき規準を定めることについて特段の意見はない旨回答し、本剤が適切に使用されるよう監視指導を要請。 食品規格（残留基準）を設定しない旨を内閣府食品安全委員会事務局に連絡。 |
| その他特記事項 | |

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|--|
| 評価品目名 | 豚サーコウイルス（2型）感染症不活化ワクチン（油性アジュバント加懸濁用液）（サー コバック） |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 母豚への投与後、子豚における受動免疫による豚サーコウイルス2型感染に伴うリンパ組 織における病変の軽減ならびに豚サーコウイルス2型に起因する斃死率及び臨床徵候の 軽減 |
| 評価要請機関 | 農林水産省 |
| 評価要請日等 | 平成20年2月12日付け19消安第12824号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第8号 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品についての製造販売を承認するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | — |
| 評価結果の概要 | 豚サーコウイルス（2型）感染症不活化ワクチン（油性アジュバント加懸濁用液）（サー コバック）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える 可能性は無視できるものと考えられる。 (平成20年4月10日府食第385号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年2月6日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用生物学 的製剤調査会において審議 平成20年2月27日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成20年3月18日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申 平成20年3月24日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告 |
| 施策の概要等 | 平成20年4月24日、薬事法第14条第1項に基づき承認 (施策の概要) 申請者からの承認申請書のとおり農林水産大臣が製造販売を承認 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| 評価品目名 | トルトラズリル | | | | | | | | | | |
|--------------------------|---|--|--------------|------|------|-----------|------|----|------|------------|------|
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 | | | | | | | | | | |
| 用 途 | 寄生虫駆除剤 | | | | | | | | | | |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 | | | | | | | | | | |
| 評価要請日等 | 平成20年3月11日付け厚生労働省発食安第0311016号 | | | | | | | | | | |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 | | | | | | | | | | |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 | | | | | | | | | | |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 | | | | | | | | | | |
| 評価結果の概要 | トルトラズリルの一日摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 (平成20年4月17日府食第428号) | | | | | | | | | | |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | | | | | | | | | | | |
| 施策の検討経過 | 平成20年 5月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年 7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年 8月 8日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 | | | | | | | | | | |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要) 現行の食品基準（残留基準）を変更しない。なお、基準値については別表のとおり。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する動物用医薬品の量（理論最大接種量(TMDI)）のADIに対する比は、以下のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>12.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>35.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>11.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>12.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>」（報告書抜粋）とされている。</p> | | TMDI/ADI (%) | 国民平均 | 12.5 | 幼小児（1～6歳） | 35.9 | 妊婦 | 11.8 | 高齢者（65歳以上） | 12.3 |
| | TMDI/ADI (%) | | | | | | | | | | |
| 国民平均 | 12.5 | | | | | | | | | | |
| 幼小児（1～6歳） | 35.9 | | | | | | | | | | |
| 妊婦 | 11.8 | | | | | | | | | | |
| 高齢者（65歳以上） | 12.3 | | | | | | | | | | |
| 施策の実効性確保措置 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年8月8日、薬事法に基づく承認を与えない事由に該当しない旨を農林水産大臣に回答。併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき規準を定めることについて特段の意見はない旨回答し、本剤が適切に使用されるよう監視指導を要請。 ・現行の食品規格（残留基準）を変更しないことが適當である旨を内閣府食品安全委員会事務局に連絡。 | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | | | | | | | | | | | |

トルトラズリル

| 食品名 | 残留基準値 ^{注1} ppm |
|-----------------------------------|----------------------------|
| 牛の筋肉 | 0.1 |
| 豚の筋肉 | 0.5 |
| その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注2} の筋肉 | 0.1 |
| 牛の脂肪 | 0.3 |
| 豚の脂肪 | 0.5 |
| その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪 | 0.2 |
| 牛の肝臓 | 1 |
| 豚の肝臓 | 2 |
| その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓 | 0.5 |
| 牛の腎臓 | 0.5 |
| 豚の腎臓 | 1 |
| その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 | 0.5 |
| 牛の食用部分 ^{注3} | 0.5 |
| 豚の食用部分 | 0.5 |
| その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 | 1 |
| 鶏の筋肉 | 1 |
| その他の家きん ^{注4} の筋肉 | 0.5 |
| 鶏の脂肪 | 2 |
| その他の家きんの脂肪 | 1 |
| 鶏の肝臓 | 4 |
| その他の家きんの肝臓 | 2 |
| 鶏の腎臓 | 4 |
| その他の家きんの腎臓 | 2 |
| 鶏の食用部分 | 3 |
| その他の家きんの食用部分 | 2 |

注1：トルトラズリル並びにトルトラズリルスルホン及びトルトラズリルスルホキシドをトルトラズリル含量に換算したものの和として

注2：その他の陸棲哺乳類に属する動物とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注3：食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注4：その他の家きんとは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | フルニキシンメグルミンを有効成分とする牛の注射剤（フォーベット50注射液） |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 牛の細菌性肺炎における解熱及び消炎 |
| 評価要請機関 | 農林水産省 |
| 評価要請日等 | 平成20年1月11日付け19消安第12021号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第8号 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品についての再審査をする当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | フルニキシンメグルミンを有効成分とする牛の注射剤（フォーベット50注射液）が、適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成20年4月24日府食第449号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成18年7月21日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成18年8月22日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告 |
| 施策の概要等 | 農林水産大臣から申請者に対して再審査結果(薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。)を平成21年4月頃に通知予定。 (施策の概要) |
| 【リスク評価結果との関係】 | |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | 再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。 |

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | 塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤（ピルスー） |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 牛の泌乳期の乳房炎 |
| 評価要請機関 | 農林水産省 |
| 評価要請日等 | 平成20年2月12日付け19消安第12824号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第8号 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品についての製造販売を承認するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | － |
| 評価結果の概要 | <p>本製剤の主剤であるピルリマイシンのA D I (0.008mg/kg体重/日)を見直す必要はないものと考えられる。また、本剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。</p> <p>ただし、本剤の評価については、薬剤耐性菌を介した影響について考慮する必要があり、これについては検討中である。</p> <p>(平成20年5月8日府食第508号)</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | <p>平成19年5月10日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質製剤調査会において審議</p> <p>平成19年5月18日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議</p> <p>平成19年7月18日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質製剤調査会において審議</p> <p>平成19年10月11日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質製剤調査会において審議</p> <p>平成19年11月28日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議</p> <p>平成19年12月12日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申</p> <p>平成19年12月26日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告</p> |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。</p> |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | バルネムリン |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 抗菌剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成18年12月18日付け厚生労働省発食安第1218012号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第2項 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | <p>バルネムリンの一日摂取許容量（ADI）を0.008mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>(平成20年5月22日府食第549号)</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | <p>平成20年 9月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成20年10月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成21年 2月 9日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申</p> <p>(食品規格（食品中の動物用医薬品の残留基準）を設定することが適当)</p> |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | ふぐ目魚類用フェバンテルを有効成分とする寄生虫駆除剤（マリンバンテル） |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | ふぐ目魚類におけるヘテロボツリウム (<i>Heterobothrium okamotoi</i>) の駆除 |
| 評価要請機関 | 農林水産省 |
| 評価要請日等 | 平成20年1月11日付け19消安第12021号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第8号 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | － |
| 評価結果の概要 | 本製剤の主剤であるフェバンテルの一日摂取許容量（フェバンテル、フェンベンダゾール、オクスフェンダゾールのGroup A D Iとして0.007mg/kg体重/日）を見直す必要性はないものと考えられる。また、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成20年5月22日府食第550号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成19年8月1日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会水産用医薬品調査会において審議 平成19年9月10日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告 |
| 施策の概要等 | 平成20年5月28日、農林水産大臣から申請者に対して再審査結果(薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。)を通知した。 (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | 再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。 |

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|---|
| 評価品目名 | d1-クロプロステノール |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 合成ホルモン剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成20年2月12日付け厚生労働省発食安第0212007号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | d1-クロプロステノールが適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成20年5月22日府食第551号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年 8月 7日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年10月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年10月30日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 特記事項なし。</p> |
| 施策の実効性確保措置 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年12月1日、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき規準を定めることについて特段の意見はない旨を回答し、本剤が適切に使用されるよう監視指導を要請。 ・食品規格（残留基準）を設定しない旨を内閣府食品安全委員会事務局に連絡。 |
| その他特記事項 | |

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | 豚オーエスキ一病 (gI-, tk-) 生ワクチン |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 豚のオーエスキ一病の発症予防 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成20年3月11日付け厚生労働省発食安第0311017号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | － |
| 評価結果の概要 | 豚オーエスキ一病 (gI-, tk-) 生ワクチン (ポーシリス Begonia IDAL・10、ポーシリス Begonia IDAL・50) が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成20年5月22日府食第552号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年 5月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年 7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年 8月 8日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 特記事項なし。</p> |
| 施策の実効性確保措置 | <ul style="list-style-type: none"> 平成20年8月8日、薬事法に基づく承認を与えない事由に該当しない旨を農林水産大臣に回答。併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき規準を定めることについて特段の意見はない旨回答し、本剤が適切に使用されるよう監視指導を要請。 食品規格（残留基準）を設定しない旨を内閣府食品安全委員会事務局に連絡。 |
| その他特記事項 | |

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|--|
| 評価品目名 | 豚オーエスキ一病 (gI-, tk-) 生ワクチン (ポーシリス Begonia IDAL・10、ポーシリス Begonia IDAL・50) |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 豚のオーエスキ一病の発症予防 |
| 評価要請機関 | 農林水産省 |
| 評価要請日等 | 平成20年3月11日付け19消安第14362号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第8号 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品についての製造販売を承認するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的内容 | — |
| 評価結果の概要 | 豚オーエスキ一病 (gI-, tk-) 生ワクチン (ポーシリス Begonia IDAL・10、ポーシリス Begonia IDAL・50) が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成20年5月22日府食第552号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年2月6日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用生物学的製剤調査会において審議 平成20年2月27日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成20年3月18日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申 平成20年3月24日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告 |
| 施策の概要等 | 平成20年9月1日、薬事法第14条第1項に基づき承認 (施策の概要) 申請者からの承認申請書のとおり農林水産大臣が製造販売を承認 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | リファキシミン |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 抗菌剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成19年5月22日付け厚生労働省発食安第0522008号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第2項 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | － |
| 評価結果の概要 | <p>リファキシミンの一日摂取許容量（A D I）を0.00045mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>(平成20年6月5日府食第617号)</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。 |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | トルトラズリルを有効成分とする牛及び豚の強制経口投与剤（牛用バイコックス、豚用バイコックス） |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 牛用バイコックスは、牛の <i>Eimeria</i> 属原虫によるコクシジウム病の発病防止。 豚用バイコックスは、豚の <i>Isospora suis</i> によるコクシジウム病の発病防止。 |
| 評価要請機関 | 農林水産省 |
| 評価要請日等 | 平成20年3月11日付け19消安第14362号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第8号 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品についての製造販売を承認するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | － |
| 評価結果の概要 | トルトラズリルを有効成分とする牛及び豚の強制経口投与剤（牛用バイコックス、豚用バイコックス）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成20年6月5日府食第618号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成19年1月30日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品調査会において審議 平成19年5月11日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品調査会において審議 平成19年5月18日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議 平成19年7月31日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品調査会において審議 平成19年8月16日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議 平成19年9月10日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成19年11月28日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成20年2月27日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成20年3月18日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申 平成20年3月24日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告 |
| 施策の概要等 | 平成20年9月8日、薬事法第14条第1項に基づき承認 (施策の概要) 申請者からの承認申請書のとおり農林水産大臣が製造販売を承認 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | トリレオウイルス感染症生ワクチン |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 鶏のトリレオウイルス感染症の予防 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成20年3月11日付け厚生労働省発食安第0311015号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | トリレオウイルス感染症生ワクチン（ノビリス Reo 1133）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成20年6月5日府食第619号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年 6月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年 7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年 8月 8日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 特記事項なし。</p> |
| 施策の実効性確保措置 | ・食品規格（残留基準）を設定しない旨を内閣府食品安全委員会事務局に連絡。 |
| その他特記事項 | |

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|---|
| 評価品目名 | トリレオウイルス感染症生ワクチン（ノビリス Reo 1133） |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 鶏のトリレオウイルス感染症の予防 |
| 評価要請機関 | 農林水産省 |
| 評価要請日等 | 平成20年3月11日付け19消安第14362号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第8号 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | トリレオウイルス感染症生ワクチン（ノビリス Reo 1133）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成20年6月5日府食第619号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年2月7日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成20年2月27日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告 |
| 施策の概要等 | 平成20年6月17日、農林水産大臣から申請者に対して再審査結果（薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。）を通知した。 (施策の概要) |
| 【リスク評価結果との関係】 | |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | 再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。 |

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症凍結生ワクチン |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | マイコプラズマ・ガリセプチカム感染に伴う産卵率低下の軽減 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成20年3月11日付け厚生労働省発食安第0311018号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症凍結生ワクチン (MG 生ワクチン (NBI)) が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成20年6月5日府食第620号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年 6月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年 7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年 8月 8日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 特記事項なし。</p> |
| 施策の実効性確保措置 | ・食品規格（残留基準）を設定しない旨を内閣府食品安全委員会事務局に連絡。 |
| その他特記事項 | |

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|---|
| 評価品目名 | マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症凍結生ワクチン (MG 生ワクチン (NBI)) |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | マイコプラズマ・ガリセプチカム感染に伴う産卵率低下の軽減 |
| 評価要請機関 | 農林水産省 |
| 評価要請日等 | 平成20年3月11日付け19消安第14362号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第8号 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症凍結生ワクチン (MG 生ワクチン (NBI)) が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成20年6月5日府食第620号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年2月7日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成20年2月27日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告 |
| 施策の概要等 | 平成20年6月17日、農林水産大臣から申請者に対して再審査結果（薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。）を通知した。 (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | 再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。 |

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症（6/85株）生ワクチン |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 鶏のマイコプラズマ・ガリセプチカム感染に伴う産卵率低下の軽減 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成20年3月11日付け厚生労働省発食安第0311019号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | － |
| 評価結果の概要 | マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症（6/85株）生ワクチン（ノビリス MG6/85）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成20年6月5日府食第621号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年 6月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年 7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年 8月 8日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 特記事項なし。</p> |
| 施策の実効性確保措置 | ・食品規格（残留基準）を設定しない旨を内閣府食品安全委員会事務局に連絡。 |
| その他特記事項 | |

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|---|
| 評価品目名 | マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症（6/85株）生ワクチン（ノビリス MG 6/85） |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 鶏のマイコプラズマ・ガリセプチカム感染に伴う産卵率低下の軽減 |
| 評価要請機関 | 農林水産省 |
| 評価要請日等 | 平成20年3月11日付け19消安第14362号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第8号 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | － |
| 評価結果の概要 | マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症（6/85株）生ワクチン（ノビリス MG6/85）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成20年6月5日府食第621号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年2月7日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成20年2月27日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告 |
| 施策の概要等 | 平成20年6月17日、農林水産大臣から申請者に対して再審査結果（薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。）を通知した。 (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | 再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。 |

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症（G210株）生ワクチン |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | マイコプラズマ・ガリセプチカム感染に伴う産卵率低下の軽減 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成20年3月11日付け厚生労働省発食安第0311020号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | － |
| 評価結果の概要 | マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症（G210株）生ワクチン（“京都微研、ポールセーバーMG”）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成20年6月5日府食第622号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年 6月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年 7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年 8月 8日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 特記事項なし。</p> |
| 施策の実効性確保措置 | ・食品規格（残留基準）を設定しない旨を内閣府食品安全委員会事務局に連絡。 |
| その他特記事項 | |

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|---|
| 評価品目名 | マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症（G210株）生ワクチン（“京都微研” ポールセーバーMG） |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | マイコプラズマ・ガリセプチカム感染に伴う産卵率低下の軽減 |
| 評価要請機関 | 農林水産省 |
| 評価要請日等 | 平成20年3月11日付け19消安第14362号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第8号 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的内容 | － |
| 評価結果の概要 | マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症（G210株）生ワクチン（“京都微研” ポールセーバーMG）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成20年6月5日府食第622号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年2月7日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成20年2月27日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告 |
| 施策の概要等 | 平成20年6月17日、農林水産大臣から申請者に対して再審査結果（薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。）を通知した。 (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | 再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。 |

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|---|
| 評価品目名 | アスコルビン酸 |
| 評価品目の分類 | 対象外物質 |
| 用 途 | ビタミンC欠乏症の予防及び治療 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成20年3月25日付け厚生労働省発食安第0325019号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第2項 |
| 評 価 目 的 | 食品衛生法第11条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして、物質を定めるに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的内容 | — |
| 評価結果の概要 | L-アスコルビン酸が動物用医薬品及び飼料添加物として適切に使用される限りにおいて、動物に残留したL-アスコルビン酸及びその代謝物が食品を介して、ヒトの健康を損なうおそれがないと考えられる。 (平成20年6月19日府食第674号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年 5月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年 7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年 8月 8日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要) 食品衛生法第11条3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定める。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 特記事項なし。</p> |
| 施策の実効性確保措置 | <ul style="list-style-type: none"> 平成20年8月8日、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく指定並びに基準及び規格の設定することについて特段の意見はない旨回答し、本剤が適切に使用されるよう監視指導を要請。 食品衛生法第11条3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定める旨を内閣府食品安全委員会事務局に連絡。 |
| その他特記事項 | |

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|---|
| 評価品目名 | オキソリニック酸 |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 殺菌剤（抗菌剤） |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成18年9月4日付け厚生労働省発食安第0904001号、平成19年12月25日付け厚生労働省発食安第1225001号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | — |
| 評価結果の概要 | <p>オキソリニック酸の一日摂取許容量（A D I）を0.021mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて、暫定基準値の見直しを行う際に再確認することとする。 (平成20年7月24日府食第812号)</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | <p>平成20年 4月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年 7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 (食品規格（食品中の動物用医薬品の残留基準）を設定することが適当)</p> |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | プロピオン酸カルシウム |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 牛の乳熱の予防 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成20年5月12日付け厚生労働省発食安第0512006号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | プロピオン酸カルシウム、塩化カルシウム、リン酸一水素カルシウム及び酸化マグネシウムが動物用医薬品として適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成20年7月24日府食第813号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年 7月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年 7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年 8月 8日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 特記事項なし。</p> |
| 施策の実効性確保措置 | <ul style="list-style-type: none"> 平成20年8月8日、薬事法に基づく承認を与えない事由に該当しない旨を農林水産大臣に回答。併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき規準を定めることについて特段の意見はない旨回答し、本剤が適切に使用されるよう監視指導を要請。 食品規格（残留基準）を設定しない旨を内閣府食品安全委員会事務局に連絡。 |
| その他特記事項 | |

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | 塩化カルシウム |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 牛の乳熱の予防 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成20年5月12日付け厚生労働省発食安第0512007号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | プロピオン酸カルシウム、塩化カルシウム、リン酸一水素カルシウム及び酸化マグネシウムが動物用医薬品として適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成20年7月24日府食第813号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年 7月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年 7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年 8月 8日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 特記事項なし。</p> |
| 施策の実効性確保措置 | <ul style="list-style-type: none"> 平成20年8月8日、薬事法に基づく承認を与えない事由に該当しない旨を農林水産大臣に回答。併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき規準を定めることについて特段の意見はない旨回答し、本剤が適切に使用されるよう監視指導を要請。 食品規格（残留基準）を設定しない旨を内閣府食品安全委員会事務局に連絡。 |
| その他特記事項 | |

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|---|
| 評価品目名 | リン酸一水素カルシウム |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 牛の乳熱の予防 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成20年5月12日付け厚生労働省発食安第0512008号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | － |
| 評価結果の概要 | プロピオン酸カルシウム、塩化カルシウム、リン酸一水素カルシウム及び酸化マグネシウムが動物用医薬品として適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成20年7月24日府食第813号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年 7月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年 7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年 8月 8日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 特記事項なし。</p> |
| 施策の実効性確保措置 | <ul style="list-style-type: none"> 平成20年8月8日、薬事法に基づく承認を与えない事由に該当しない旨を農林水産大臣に回答。併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき規準を定めることについて特段の意見はない旨回答し、本剤が適切に使用されるよう監視指導を要請。 食品規格（残留基準）を設定しない旨を内閣府食品安全委員会事務局に連絡。 |
| その他特記事項 | |

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|---|
| 評価品目名 | 酸化マグネシウム |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 牛の乳熱の予防 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成20年5月12日付け厚生労働省発食安第0512009号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | プロピオン酸カルシウム、塩化カルシウム、リン酸一水素カルシウム及び酸化マグネシウムが動物用医薬品として適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成20年7月24日府食第813号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年 7月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年 7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年 8月 8日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 特記事項なし。</p> |
| 施策の実効性確保措置 | <ul style="list-style-type: none"> 平成20年8月8日、薬事法に基づく承認を与えない事由に該当しない旨を農林水産大臣に回答。併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき規準を定めることについて特段の意見はない旨回答し、本剤が適切に使用されるよう監視指導を要請。 食品規格（残留基準）を設定しない旨を内閣府食品安全委員会事務局に連絡。 |
| その他特記事項 | |

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | プロピオン酸カルシウム、塩化カルシウム、リン酸一水素カルシウム及び酸化マグネシウムを有効成分とする牛の強制経口投与剤（カルチャージ） |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 牛の乳熱の予防 |
| 評価要請機関 | 農林水産省 |
| 評価要請日等 | 平成20年5月12日付け20消安第93号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第8号 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品についての製造販売を承認するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的内容 | － |
| 評価結果の概要 | プロピオン酸カルシウム、塩化カルシウム、リン酸一水素カルシウム及び酸化マグネシウムを有効成分とする牛の強制経口投与剤（カルチャージ）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成20年7月24日府食第813号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成19年10月24日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品調査会において審議 平成19年11月28日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会において審議 平成19年12月12日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申 平成19年12月26日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告 |
| 施策の概要等 | 平成20年10月15日、薬事法第14条第1項に基づき承認 (施策の概要) 申請者からの承認申請書のとおり農林水産大臣が製造販売を承認 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|---|
| 評価品目名 | ミロサマイシン |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 抗菌剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成17年8月5日付け厚生労働省発食安第0805005号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718015号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | — |
| 評価結果の概要 | <p>ミロサマイシンの一日摂取許容量（A D I）を0.004mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価について」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>(平成20年8月7日府食第862号)</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | <p>平成20年 8月 7日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成20年10月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成20年12月24日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 (食品規格(食品中の動物用医薬品の残留基準)を設定することが適当)</p> |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | ミロサマイシンを有効成分とするみつばちの飼料添加剤（みつばち用アピテン） |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | みつばちのアメリカ腐蛆病 |
| 評価要請機関 | 農林水産省 |
| 評価要請日等 | 平成16年12月3日付け16消安第6970号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第8号 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | <p>ミロサマイシンを有効成分とするみつばちの飼料添加剤（みつばち用アピテン）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。</p> <p><評価書「食品健康影響評価について」抄></p> <p>ただし、本製剤はマクロライド系抗生物質であるので、薬剤耐性菌を介した影響については、今後別途検討されるべきである。</p> <p>（平成20年8月7日府食第863号）</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | <p>平成16年6月23日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議</p> <p>平成16年9月2日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告</p> |
| 施策の概要等 | <p>平成20年8月22日、農林水産大臣から申請者に対して再審査結果（薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。）を通知した。</p> <p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | 再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。 |

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | ミロサマイシンを有効成分とする豚の注射剤（マイプラビン注100） |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 豚マイコプラズマ肺炎 |
| 評価要請機関 | 農林水産省 |
| 評価要請日等 | 平成17年8月5日付け17消安第4663号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第8号 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品についての製造（輸入）を承認するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | － |
| 評価結果の概要 | <p>ミロサマイシンを有効成分とする豚の注射剤（マイプラビン注100）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。</p> <p><評価書「食品健康影響評価について」抄></p> <p>ただし、本製剤はマクロライド系抗生物質であるので、薬剤耐性菌を介した影響については、今後別途検討されるべきである。</p> <p>（平成20年8月7日府食第864号）</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | <p>平成16年7月28日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質調査会において審議</p> <p>平成17年2月14日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議</p> <p>平成17年3月10日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会にて審議</p> <p>平成17年3月10日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申</p> <p>平成17年3月17日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告</p> |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>薬剤耐性菌を介した影響はについては、未評価のため施策を講じる段階に至っていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該検討結果を踏まえて施策を実施する予定である。</p> |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | チアンフェニコール |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 合成抗菌剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成17年9月13日付け厚生労働省発食安第0913004号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718019号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | － |
| 評価結果の概要 | チアンフェニコールの一日摂取許容量（A D I）を0.005mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成19年10月4日府食第973号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。 |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 下)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|---|
| 評価品目名 | チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤（ネオマイシン注射液及びバジット注射液） |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 牛の細菌性肺炎、豚の胸膜肺炎 |
| 評価要請機関 | 農林水産省 |
| 評価要請日等 | 平成16年10月29日付け16消安第5870号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第8号 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的内容 | － |
| 評価結果の概要 | チアンフェニコールの一日摂取許容量（A D I）を0.005mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。 (平成19年10月4日府食第972号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成16年 4月13日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成16年 6月 3日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 薬剤耐性菌を介した影響はについては、未評価のため施策を講じる段階に至っていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該検討結果を踏まえて施策を実施する予定である。 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | 再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。 |

(継続 19 下)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | シロマジン |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 殺虫剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成17年12月2日付け厚生労働省発食安第1202002号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718010号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的内容 | — |
| 評価結果の概要 | シロマジンの一日摂取許容量（A D I）を0.018mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年11月29日府食第1174号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年 5月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年 7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年12月24日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 (食品規格(食品中の動物用医薬品の残留基準)を設定することが適當) |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 下)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|--|
| 評価品目名 | シロマジンを有効成分とする鶏の飼料添加剤（ラーバデックス1%） |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 産卵鶏舎内のハエの幼虫の駆除 |
| 評価要請機関 | 農林水産省 |
| 評価要請日等 | 平成17年12月2日付け17消安第8527号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第8号 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品についての輸入の承認をするに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | シロマジン一日摂取許容量（ADI）を0.018mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年11月29日府食第1170号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成17年 2月14日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議 平成17年 2月15日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品調査会において審議 平成17年 7月19日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品調査会において審議 平成17年 9月 2日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成17年 9月15日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告 平成17年 9月30日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申 |
| 施策の概要等 | 平成21年 2月13日、薬事法第14条第1項に基づき承認 (施策の概要) 申請者からの承認申請書のとおり農林水産大臣が輸入を承認 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 下)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | セフォペラゾン |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 乳牛における臨床型乳房炎の治療 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112016号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第2項 |
| 評 値 目 的 | 動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | <p>セフォペラゾンの一日摂取許容量（A D I）を0.0013mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価について」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>(平成19年12月20日府食第1242号)</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年 3月 6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 下)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | グリチルリチン酸モノアンモニウム |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 牛の泌乳期乳房炎における炎症の改善 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成19年4月20日付け厚生労働省発食安第0420001号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | グリチルリチン酸モノアンモニウムは動物用医薬品として適切に使用される限りにおいては、動物用医薬品を由来とするグリチルリチン酸が食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成20年1月10日府食第20号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年 9月19日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年10月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年 2月 9日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 (食品規格（食品中の動物用医薬品の残留基準）を設定することが適當) |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 下)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|---|
| 評価品目名 | グリチルリチン酸モノアンモニウムを有効成分とする牛の乳房注入剤（マストリチン） |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 牛の泌乳期乳房炎における炎症の改善 |
| 評価要請機関 | 農林水産省 |
| 評価要請日等 | 平成19年4月20日付け18消安第14995号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第8号 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品についての製造の承認をするに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | － |
| 評価結果の概要 | グリチルリチン酸モノアンモニウムは動物用医薬品として適切に使用される限りにおいては、動物用医薬品を由来とするグリチルリチン酸が食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成20年1月10日府食第21号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成19年 1月 30日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品調査会において審議 平成19年 3月 6日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成19年 3月 23日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告 平成19年 3月 30日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申 |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 食品規格（残留基準）の設定に関して検討中のため施策を講じる段階に至っていない。食品規格の設定に関しては厚生労働省において検討するとされており、当該検討結果を踏まえて施策を実施する予定である。 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 下)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | コリスチン |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 抗菌剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305025号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第2項 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | <p>コリスチンの一日摂取許容量（A D I）を0.004mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価について」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>(平成20年1月24日府食第81号)</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。 |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 下)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|---|
| 評価品目名 | イソプロチオラン |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 牛の肝疾患用剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成19年8月21日付け厚生労働省発食安第0821001号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | <p>イソプロチオランの一日摂取許容量（A D I）を0.1mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>(平成20年2月28日府食第216号)</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | <p>平成20年 3月 4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成20年 4月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成21年 3月18日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 (食品規格(食品中の農薬の残留基準)を設定することが適當)</p> |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 下)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|--|
| 評価品目名 | プロチゾラム |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 動物の食欲不振の改善の補助的効果 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成18年10月16日付け厚生労働省発食安第1016003号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第2項 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | <p>プロチゾラムの一日摂取許容量（ADI）を$0.013\mu\text{g}/\text{kg}\text{体重}/\text{日}$と設定する。</p> <p><評価書「一日摂取許容量（ADI）の設置について」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>(平成20年3月13日府食第279号)</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。 |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 下)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|---|
| 評価品目名 | フルフェニコール |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 合成抗菌剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成17年9月13日付け厚生労働省発食安第0913007号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718021号、平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112020号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | — |
| 評価結果の概要 | フルフェニコールの一日摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成19年8月30日府食第822号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年 6月20日、平成20年 8月 7日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年10月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年10月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|---|
| 評価品目名 | フルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤（ニューフロール） |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 牛の細菌性肺炎の治療 |
| 評価要請機関 | 農林水産省 |
| 評価要請日等 | 平成19年1月12日付け18消安第10556号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第8号 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品についての輸入を承認するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | － |
| 評価結果の概要 | フルフェニコールの一日摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。（平成19年8月30日府食第824号） |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成18年7月13日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質製剤調査会において審議 平成18年10月18日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質製剤調査会において審議 平成18年11月1日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議 平成18年11月21日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において報告 |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 食品規格（残留基準）の設定に関して検討中のため、薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。食品規格の設定に関しては厚生労働省において、薬剤耐性菌を介した影響は食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | エチプロストントロメタミン |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 黄体を退行させ発情を同期化、子宮収縮作用による分娩誘発 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成18年10月16日付け厚生労働省発食安第1016001号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第2項 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 エチプロストントロメタミンが適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成19年5月31日府食第535号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年 2月 3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | アミトラズ |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 殺虫剤（殺ダニ剤） |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成18年11月6日付け厚生労働省発食安第1106001号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第2項 |
| 評 価 目 的 | 農薬及び動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | <p>アミトラズの一日摂取許容量（A D I）を0.0025mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「総合評価」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>（平成19年5月17日府食第482号）</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | <p>平成20年 3月12日、平成20年 6月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成20年 7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成20年12月24日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申</p> <p>（食品規格（食品中の動物用医薬品の残留基準）を設定することが適當）</p> |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|---|
| 評価品目名 | アミトラズを有効成分とするみつばちの寄生虫駆除剤（アピバール） |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | みつばち寄生ダニ（ミツバチヘギイタダニ）の駆除 |
| 評価要請機関 | 農林水産省 |
| 評価要請日等 | 平成18年11月6日付け18消安第8073号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第8号 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品についての輸入を承認するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | アミトラズの一日摂取許容量（A D I）を0.0025mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年5月17日府食第481号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成18年 1月19日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品調査会において審議 平成18年 1月24日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議 平成18年 4月27日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品調査会において審議 平成18年 5月16日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議 平成18年 5月25日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成18年 6月26日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告 平成18年 6月27日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申 |
| 施策の概要等 | 平成21年 2月13日、薬事法第14条第1項に基づき承認 (施策の概要) 申請者からの承認申請書のとおり農林水産大臣が輸入を承認 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | マルボフロキサシンを有効成分とする牛及び豚の注射剤（マルボシル2%、同10%） |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 牛の細菌性肺炎及び豚の胸膜肺炎の治療 |
| 評価要請機関 | 農林水産省 |
| 評価要請日等 | 平成18年11月6日付け18消安第8073号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第8号 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品についての輸入を承認するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | マルボフロキサシンの一日摂取許容量（ADI）を0.0032mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。 （平成19年8月9日府食第768号） |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | <p>平成18年 4月 5日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質医薬品調査会において審議</p> <p>平成18年 7月 13日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質医薬品調査会において審議</p> <p>平成18年 8月 9日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議</p> <p>平成18年 8月 22日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議</p> <p>平成18年 9月 13日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申</p> <p>平成18年 9月 22日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告</p> <p>平成19年 8月 16日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議</p> <p>平成19年 9月 10日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議</p> <p>平成19年10月 3日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告</p> <p>平成19年10月 24日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申</p> |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】 薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。</p> |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|--|
| 評価品目名 | カナマイシン |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 抗生物質 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成18年12月18日付け厚生労働省発食安第1218005号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第2項 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 カナマイシンの一日摂取許容量（ADI）を0.008mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成19年5月31日府食第536号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。 |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|--|
| 評価品目名 | ヒアルロン酸ナトリウム |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 馬の非感染性関節炎の治療 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112005号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | ヒアルロン酸ナトリウムが動物用医薬品として適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成19年9月20日府食第903号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年12月 9日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年12月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年 1月 7日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 特記事項なし。</p> |
| 施策の実効性確保措置 | ・食品規格（残留基準）を設定しない旨を内閣府食品安全委員会事務局に連絡。 |
| その他特記事項 | |

(継続 19 上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | パロモマイシン |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 抗生物質 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112019号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第2項 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | <p>パロモマイシンの一日摂取許容量（A D I）を0.025mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価について」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>(平成19年5月31日府食第537号)</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | ベンジルペニシリン |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 抗生物質 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成19年2月5日付け厚生労働省発食安第0205012号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第2項 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | <p>一日摂取量を30 µg/ヒト未満であれば、ヒトに重大な危険は及ぼさないと判断するとした評価を変更する必要はないと考えられる。なお、ベンジルペニシリンの摂取を実行上可能な限り少なくすることが望ましいとする付記については、引き続き留意されるべきであることを申し添える。</p> <p><評価書「食品健康影響評価について」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>(平成19年5月31日府食第538号)</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。 |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|--|
| 評価品目名 | セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤（エクセネル注） |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 牛の肺炎及び豚の胸膜肺炎の治療 |
| 評価要請機関 | 農林水産省 |
| 評価要請日等 | 平成17年4月11日付け17消安第66号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第8号 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | － |
| 評価結果の概要 | <p>提出された資料の範囲において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられ、0.05mg/kg体重/日のADIを見直す必要性はないと考えられる。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。</p> <p>(平成19年1月18日府食第00058号)</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | <p>平成16年9月16日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議</p> <p>平成16年11月10日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告</p> |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。</p> |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | <p>再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。</p> |

(継続 18 下)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | エトキサゾール |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 殺虫剤 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成15年8月5日付け厚生労働省発食安第0805006号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | エトキサゾールの一日摂取許容量を0.04mg/kg体重/日と設定する。 (平成18年5月18日府食第400号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年 6月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年 7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年11月21日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣へ答申 (食品規格(食品中の動物用医薬品の残留基準)を設定することが適当) |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 18 上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|--|
| 評価品目名 | エトキサゾールを主成分とする動物用殺虫剤及びエトキサゾール（原液） |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 動物用殺虫剤（牛に寄生するマダニ卵の孵化阻害及び幼・若ダニの脱皮の阻害） |
| 評価要請機関 | 農林水産省 |
| 評価要請日等 | 平成15年8月5日付け15消安第987号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第8号 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品についての承認をするに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | エトキサゾールの一日摂取許容量（A D I）を0.04mg/kg体重/日と設定する。 (平成18年5月18日府食第399号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成16年 1月20日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品調査会において審議 平成16年 4月15日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品調査会において審議 平成16年 7月20日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品調査会において審議 平成16年 8月18日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議 平成16年 9月 2日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成18年 8月 9日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議 平成18年 8月22日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成18年12月26日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告 平成18年12月11日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申 |
| 施策の概要等 | 平成20年12月26日、薬事法第14条第1項に基づき承認 (施策の概要) 申請者からの承認申請書のとおり農林水産大臣が製造販売を承認 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 18 上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|---|
| 評価品目名 | エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体（バイトリル原体）、鶏の飲水添加剤（バイトリル10%液）、牛の強制経口投与剤（バイトリル2.5%H V液）並びに牛及び豚の注射剤（バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液） |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 製造用原体（バイトリル原体）、鶏の呼吸器性マイコプラズマ病及び大腸菌症（バイトリル10%液）、牛の肺炎及び大腸菌性下痢症（バイトリル2.5%H V）、牛の肺炎、大腸菌性下痢症、豚の胸膜肺炎及び大腸菌性下痢症（バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液） |
| 評価要請機関 | 農林水産省 |
| 評価要請日等 | 平成16年10月29日付け16消安第5870号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第8号 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | － |
| 評価結果の概要 | エンロフロキサシンの一日摂取許容量（A D I）を0.002mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。（平成18年5月18日府食第401号） |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成14年10月15日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成14年11月21日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | 再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。 |

(継続 18 上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤（オキサルジン液） |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 鶏の呼吸器性マイコプラズマ病、大腸菌症の治療 |
| 評価要請機関 | 農林水産省 |
| 評価要請日等 | 平成16年10月29日付け16消安第5870号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第8号 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | <p>オフロキサシンの一日摂取許容量（A D I）を0.005mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。</p> <p>＜評価書「食品健康影響評価について」抄＞</p> <p>なお、本剤の再審査に係る評価については、薬剤耐性菌を介した影響について考慮する必要があり、これについては検討中である。</p> <p>（平成17年11月24日府食第1141号）</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | <p>平成14年10月15日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議</p> <p>平成14年11月21日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告</p> |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。</p> |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | 再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。 |

(継続 17 下)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | チルミコシンを有効成分とする製剤原料（チルミコシン）、牛の注射剤（ミコチル300注射剤） |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 製剤原料及び牛の肺炎の治療 |
| 評価要請機関 | 農林水産省 |
| 評価要請日等 | 平成17年8月5日付け17消安第4663号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第8号 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的内容 | － |
| 評価結果の概要 | <p>提出された資料の範囲において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられる。</p> <p><評価書「再審査に係る評価について」抄></p> <p>なお、薬剤耐性菌を介した影響については平成15年12月8日付け15消安第3979号にて意見聴取されているところであり、これについては別途検討中である。</p> <p>(平成17年12月22日府食第1212号)</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | <p>平成16年12月 8日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議</p> <p>平成17年 3月10日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告</p> |
| 施策の概要等 | <p>平成19年 7月17日、農林水産大臣から申請者に対して再審査結果(薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。)を通知した。</p> <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | 再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。 |

(継続 17 下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | 塩酸ジフロキサシンを有効成分とする製造用原体（塩酸ジフロキサシン）及び豚の飲水添加剤（ベテキノン可溶散25%） |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 製造用原体及び豚の細菌性肺炎の治療 |
| 評価要請機関 | 農林水産省 |
| 評価要請日等 | 平成16年10月29日付け16消安第5870号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第8号 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的内容 | － |
| 評価結果の概要 | <p>ジフロキサシンの一日摂取許容量（A D I）を0.0013mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。</p> <p><評価書「再審査に係る食品健康影響評価について」抄></p> <p>なお、本剤はキノロン系抗生物質であるので、薬剤耐性菌を介した影響については今後別途検討されるべきである。</p> <p>(平成17年7月14日府食第692号)</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | <p>平成15年10月29日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議</p> <p>平成15年11月27日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告</p> |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。</p> |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | 再審査終了後5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。 |

(継続 17 上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | リン酸チルミコシンを有効成分とする製造用原体（リン酸チルミコシン20%（原薬））及び豚の飼料添加剤（動物用プルモチルプレミックス-20、同一-50、同一-100） |
| 評価品目の分類 | 動物用医薬品 |
| 用 途 | 製造用原体及び豚の肺炎の治療 |
| 評価要請機関 | 農林水産省 |
| 評価要請日等 | 平成16年12月3日付け16消安第6970号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第8号 |
| 評 価 目 的 | 動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的内容 | － |
| 評価結果の概要 | <p>提出された資料の範囲において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられる。</p> <p><評価書「再審査に係る評価について」抄></p> <p>本剤はマクロライド系抗生物質であるので、薬剤耐性菌を介した影響については今後別途検討されるべきである。</p> <p>(平成17年5月19日府食第522号)</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | <p>平成16年 6月23日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議</p> <p>平成16年 9月 2日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告</p> |
| 施策の概要等 | <p>平成17年 7月 8日、農林水産大臣から申請者に対して再審査結果(薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。)を通知した。</p> <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | 再審査終了後5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。 |

(継続 17 上)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|---|
| 評価品目名 | 1, 1-ジクロロエチレン |
| 評価品目の分類 | 汚染物質 |
| 用 途 | — |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成20年4月11日付け厚生労働省発食安第0411003号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第7号 |
| 評 価 目 的 | 水道により供給される水の水質基準を廃止するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 水道水に係る化学物質の食品健康影響評価 |
| 評価結果の概要 | 1, 1-ジクロロエチレンの耐容一日摂取量を46 μ g/kg体重/日と設定する。 (平成20年5月29日府食第576号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成20年12月16日、第7回厚生科学審議会生活環境水道部会にて審議、了承。 ・ 平成20年12月22日、「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」（平成20年厚生労働省令174号）及び「水道法施行規則の一部を改正する省令」（平成20年厚生労働省令第175号）を公布。（平成21年4月1日から施行） ・ 平成21年3月6日、「水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令」（平成21年厚生労働省令第26号）及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令」（平成21年厚生労働省令第27号）を公布。（平成21年4月1日から施行） ・ 平成21年3月6日、これらの改正と併せて、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する件」（平成21年厚生労働省告示第56号）、「資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件」（平成21年厚生労働省告示第57号）及び「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件」（平成21年厚生労働省告示第58号）を公布。（平成21年4月1日から適用） |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道法第4条第2項の規定に基づき定められている水質基準の一部を改正し、「1, 1-ジクロロエチレン」に係る水質基準を廃止し、健康局長通知にて規定する水質管理目標設定項目に位置づけた。（改正前の基準値は、0.02mg/L以下） ・ また、本改正に伴い、水道法施行規則、水道施設の技術的基準を定める省令、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法、資機材等の材質に関する試験及び給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の所要の改正を行った。 <p>【リスク評価結果との関係】 食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、総摂取量に対する飲料水の寄与率を10%とし、体重50kgのヒトが1日2L飲むと仮定して、水道水質に係る評価値を0.1mg/Lと評価した。この場合、10%値である0.01mg/Lを超過する事案が近年報告されていないこと等から、「1, 1-ジクロロエチレン」に係る水質基準を廃止した。</p> |
| 施策の実効性確保措置 | — |
| その他特記事項 | — |

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|----------------------|---|
| 評価品目名 | 1, 2-ジクロロエチレン（シス体及びトランス体） |
| 評価品目の分類 | 汚染物質 |
| 用 途 | — |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成20年4月11日付け厚生労働省発食安第0411004号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第7号 |
| 評 価 目 的 | 水道により供給される水の水質基準を廃止とともに、基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 水道水に係る化学物質の食品健康影響評価 |
| 評価結果の概要 | 1, 2-ジクロロエチレン（シス-1, 2-ジクロロエチレンとトランス-1, 2-ジクロロエチレンの和）の耐容一日摂取量を $17 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。 (平成20年5月29日府食第577号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成20年12月16日、第7回厚生科学審議会生活環境水道部会にて審議、了承。 ・ 平成20年12月22日、「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」（平成20年厚生労働省令174号）及び「水道法施行規則の一部を改正する省令」（平成20年厚生労働省令第175号）を公布。（平成21年4月1日から施行） ・ 平成21年3月6日、「水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令」（平成21年厚生労働省令第26号）及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令」（平成21年厚生労働省令第27号）を公布。（平成21年4月1日から施行） ・ 平成21年3月6日、これらの改正と併せて、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する件」（平成21年厚生労働省告示第56号）、「資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件」（平成21年厚生労働省告示第57号）及び「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件」（平成21年厚生労働省告示第58号）を公布。（平成21年4月1日から適用） |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道法第4条第2項の規定に基づき、水質基準に関する省令の一部を改正し、「シス-1, 2-ジクロロエチレン」に係る水質基準を「シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン」に変更した。（基準値は0.04mg/L以下とした。なお、改正前の基準値は「シス-1, 2-ジクロロエチレン」のみについて0.04mg/L以下。） ・ また、本改正に伴い、水道法施行規則、水道施設の技術的基準を定める省令、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法、資機材等の材質に関する試験及び給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の所要の改正を行った。 |
| 【リスク評価結果との関係】 | |
| | 食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、シス体とトランス体を合算して評価することとし、「シス-1, 2-ジクロロエチレン」に係る水質基準を「シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン」に変更した。基準値は、総摂取量に対する飲料水の寄与率を10%とし、体重50kgのヒトが1日2L飲むと仮定して、水質基準値を 0.04mg/L とした。 |
| 施策の実効性確保措置 | — |
| その他特記事項 | — |

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | 食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保について |
| 評価品目の分類 | 汚染物質 |
| 用 途 | — |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701021号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第3項 |
| 評 価 目 的 | 玄米を含めた食品の規格基準の検討に当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | カドミウムの食品健康影響評価 |
| 評価結果の概要 | <p>カドミウムの耐容週間摂取量を$7\mu\text{g}/\text{kg}$体重/週と設定する。</p> <p>＜評価書「まとめ及び今後の課題」抄＞</p> <p>カドミウムの耐容週間摂取量を$7\mu\text{g}/\text{kg}$体重/週と設定した。これは、日本国内における米等の食品を経由したカドミウムの慢性的な経口暴露を受けている住民を対象とした2つの疫学調査結果に基づき、カドミウム摂取が近位尿細管機能に及ぼす影響から導き出されている。カドミウムのリスク評価は、JECFAにおいても行われており、暫定耐容週間摂取量が今回のリスク評価結果と同じ$7\mu\text{g}/\text{kg}$体重/週に設定されている。JECFAの暫定耐容週間摂取量は、高濃度カドミウム職業暴露を受ける労働者や日本のイタイイタイ病患者を対象とした疫学調査に基づき、腎皮質のカドミウム蓄積量と腎機能障害との関係からシミュレーションを行って導き出されており、今回のリスク評価結果と異なるアプローチから得られている。</p> <p>カドミウムは、土壤中、水中、大気中の自然界に広く分布し、ほとんどの食品中に環境由来のカドミウムが多少なりとも含まれる。特に、日本では全国各地に鉱床や廃鉱山が多く存在し、米中カドミウム濃度が他国に比べて高い傾向にあり、米からのカドミウム摂取量が食品全体の約半分を占めている。しかしながら、近年、日本人の食生活の変化によって1人当たりの米消費量が1962年のピーク時に比べて半減した結果、日本人のカドミウム摂取量は減少してきている。2005年の日本人の食品からのカドミウム摂取量の実態については、$22.3\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$（体重$53.3\text{kg}$で$2.9\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週）であったことから、耐容週間摂取量の$7\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週よりも低いレベルにある。</p> <p>したがって、一般的な日本人における食品からのカドミウム摂取が健康に悪影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。</p> <p>今後、食品または環境由来のカドミウム暴露にともなう重要な科学的知見が新たに蓄積された場合には、耐容摂取量の見直しについて検討する。</p> <p>(平成20年7月3日府食第748号)</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | <p>平成20年7月8日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会で審議</p> <p>平成20年10月22日 同上</p> <p>平成21年1月14日 同上</p> <p>平成21年2月9日 食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価を依頼</p> |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> |
| 施策の実効性確保措置 | — |
| その他特記事項 | — |

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--|---|
| 評価品目名 | 銅（清涼飲料水） |
| 評価品目の分類 | その他 |
| 用 途 | — |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価 |
| 評価結果の概要 | <p>銅の耐容上限摂取量を9mg/ヒト（成人）/日と設定する。</p> <p>＜評価書「食品健康影響評価」抄＞</p> <p>上記の評価を踏まえ、グルコン酸銅のULを銅として9mg/ヒト/日とした評価結果は妥当であると判断する。このUL値は、「第六次改定日本人の栄養所要量」の食事摂取基準による銅の許容上限摂取量を踏まえた結果である。その後、食事摂取基準は、「日本人の食事摂取基準2005年版」に改定され、UL値は10mgヒト/日に変更されたが、本評価では、より安全性の高い値を保持する観点から、清涼飲料水における銅の許容上限摂取量は9mg/ヒト（成人）/日と設定するのが妥当と判断する。</p> <p>なお、子供については、銅は成人と同様に必須ミネラルであり、銅欠乏が生じないために目安量や推奨量が定められているが、過剰摂取にならないように注意することが重要である。</p> <p>（平成20年4月17日府食第423号）</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。 |
| 施策の概要等 （施策の概要） 【リスク評価結果との関係】 | |
| 施策の実効性確保措置 | — |
| その他特記事項 | — |

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|---|
| 評価品目名 | ホルムアルデヒド(清涼飲料水) |
| 評価品目の分類 | その他 |
| 用 途 | — |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価 |
| 評価結果の概要 | ホルムアルデヒドの耐容一日摂取量を15 μg/kg体重/日と設定する。 (平成20年4月17日府食第424号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。 |
| 施策の概要等 (施策の概要) | 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | — |
| その他特記事項 | — |

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-----------------------|---|
| 評価品目名 | メチル-t-ブチルエーテル（清涼飲料水） |
| 評価品目の分類 | その他 |
| 用 途 | — |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価 |
| 評価結果の概要 | メチル-t-ブチルエーテルの耐容一日摂取量を143 μ g/kg体重/日と設定する。 (平成20年4月17日府食第425号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。 |
| 施策の概要等 (施策の概要) | 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | — |
| その他特記事項 | — |

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-----------------------|---|
| 評価品目名 | 1, 1, 1-トリクロロエタン（清涼飲料水） |
| 評価品目の分類 | その他 |
| 用 途 | — |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価 |
| 評価結果の概要 | 1, 1, 1-トリクロロエタンの耐容一日摂取量を600 μ g/kg体重/日と設定する。 (平成20年4月17日府食第426号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。 |
| 施策の概要等 (施策の概要) | 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | — |
| その他特記事項 | — |

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-----------------------|--|
| 評価品目名 | 1, 1, 2-トリクロロエタン（清涼飲料水） |
| 評価品目の分類 | その他 |
| 用 途 | — |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価 |
| 評価結果の概要 | 1, 1, 2-トリクロロエタンの耐容一日摂取量を $3.9 \mu\text{g/kg}$ 体重/日と設定する。 (平成20年4月17日府食第427号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。 |
| 施策の概要等 (施策の概要) | 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | — |
| その他特記事項 | — |

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-----------------------|---|
| 評価品目名 | 亜塩素酸（清涼飲料水） |
| 評価品目の分類 | その他 |
| 用 途 | — |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価 |
| 評価結果の概要 | 亜塩素酸の耐容一日摂取量を $29 \mu\text{g}/\text{体重}/\text{日}$ （亜塩素酸イオンとして）とする。 (平成20年6月19日府食第672号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。 |
| 施策の概要等 (施策の概要) | 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | — |
| その他特記事項 | — |

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|--|
| 評価品目名 | 二酸化塩素（清涼飲料水） |
| 評価品目の分類 | その他 |
| 用 途 | — |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価 |
| 評価結果の概要 | 二酸化塩素の耐容一日摂取量を $29 \mu\text{g}/\text{体重}/\text{日}$ （亜塩素酸イオンとして）とする。 (平成20年6月19日府食第673号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。 |
| 施策の概要等 (施策の概要) | 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | — |
| その他特記事項 | — |

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | カドミウム（清涼飲料水） |
| 評価品目の分類 | その他 |
| 用 途 | — |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価 |
| 評価結果の概要 | <p>カドミウムの耐容週間摂取量を$7\mu\text{g}/\text{体重/週}$とする。</p> <p>＜評価書「まとめ及び今後の課題」抄＞</p> <p>カドミウムの耐容週間摂取量を$7\mu\text{g}/\text{kg 体重/週}$と設定した。これは、日本国内における米等の食品を経由したカドミウムの慢性的な経口暴露を受けている住民を対象とした2つの疫学調査結果に基づき、カドミウム摂取が近位尿細管機能に及ぼす影響から導き出されている。カドミウムのリスク評価は、JECFAにおいても行われており、暫定耐容週間摂取量が今回のリスク評価結果と同じ$7\mu\text{g}/\text{kg 体重/週}$に設定されている。JECFAの暫定耐容週間摂取量は、高濃度カドミウム職業暴露を受ける労働者や日本のイタイイタイ病患者を対象とした疫学調査に基づき、腎皮質のカドミウム蓄積量と腎機能障害との関係からシミュレーションを行って導き出されており、今回のリスク評価結果と異なるアプローチから得られている。</p> <p>カドミウムは、土壤中、水中、大気中の自然界に広く分布し、ほとんどの食品中に環境由来のカドミウムが多少なりとも含まれる。特に、日本では全国各地に鉱床や廃鉱山が多く存在し、米中カドミウム濃度が他国に比べて高い傾向にあり、米からのカドミウム摂取量が食品全体の約半分を占めている。しかしながら、近年、日本人の食生活の変化によって1人当たりの米消費量が1962年のピーク時に比べて半減した結果、日本人のカドミウム摂取量は減少してきている。2005年の日本人の食品からのカドミウム摂取量の実態については、$22.3\mu\text{g}/\text{人/日}$（体重$53.3\text{kg}$で$2.9\mu\text{g}/\text{kg 体重/週}$）であったことから、耐容週間摂取量の$7\mu\text{g}/\text{kg 体重/週}$よりも低いレベルにある。</p> <p>したがって、一般的な日本人における食品からのカドミウム摂取が健康に悪影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。</p> <p>今後、食品または環境由来のカドミウム暴露にともなう重要な科学的知見が新たに蓄積された場合には、耐容摂取量の見直しについて検討する。</p> <p>（平成20年9月25日府食第1016号）</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。 |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> |
| 施策の実効性確保措置 | — |
| その他特記事項 | — |

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | 四塩化炭素（清涼飲料水） |
| 評価品目の分類 | その他 |
| 用 途 | — |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価 |
| 評価結果の概要 | 四塩化炭素の耐容一日摂取量を $0.71 \mu\text{g/kg}$ 体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第273号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。 |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | — |
| その他特記事項 | — |

(継続 18 下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | 1,4-ジオキサン（清涼飲料水） |
| 評価品目の分類 | その他 |
| 用 途 | — |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価 |
| 評価結果の概要 | 1,4-ジオキサンの耐容一日摂取量を16 μg/kg体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第274号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。 |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | — |
| その他特記事項 | — |

(継続 18 下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | 1, 1-ジクロロエチレン（清涼飲料水） |
| 評価品目の分類 | その他 |
| 用 途 | — |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価 |
| 評価結果の概要 | 1, 1-ジクロロエチレンの耐容一日摂取量を46 μ g/kg体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第275号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。 |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | — |
| その他特記事項 | — |

(継続 18 下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|--|
| 評価品目名 | シス-1, 2-ジクロロエチレン、トランス1, 2-ジクロロエチレン（清涼飲料水） |
| 評価品目の分類 | その他 |
| 用 途 | — |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価 |
| 評価結果の概要 | 1, 2-ジクロロエチレン（シス-1, 2-ジクロロエチレン、トランス1, 2-ジクロロエチレンの和）の耐容一日摂取量を17 μ g/kg体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第276号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。 |
| 施策の概要等 (施策の概要) | 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | — |
| その他特記事項 | — |

(継続 1 8 下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | 塩素酸（清涼飲料水） |
| 評価品目の分類 | その他 |
| 用 途 | — |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価 |
| 評価結果の概要 | 塩素酸の耐容一日摂取量を30 μg/kg体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第277号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。 |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | — |
| その他特記事項 | — |

(継続 18 下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|---|
| 評価品目名 | ジクロロアセトニトリル（清涼飲料水） |
| 評価品目の分類 | その他 |
| 用 途 | — |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価 |
| 評価結果の概要 | ジクロロアセトニトリルの耐容一日摂取量を $2.7 \mu\text{g/kg}$ 体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第278号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。 |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | — |
| その他特記事項 | — |

(継続 18 下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | 抱水クロラール（清涼飲料水） |
| 評価品目の分類 | その他 |
| 用 途 | — |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価 |
| 評価結果の概要 | 抱水クロラールの耐容一日摂取量を $4.5 \mu\text{g}/\text{kg}\text{体重}/\text{日}$ と設定する。 (平成19年3月15日府食第279号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。 |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | — |
| その他特記事項 | — |

(継続 18 下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | 塩素（残留塩素）（清涼飲料水） |
| 評価品目の分類 | その他 |
| 用 途 | — |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価 |
| 評価結果の概要 | 塩素（残留塩素）の耐容一日摂取量を $136 \mu\text{g/kg}$ 体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第280号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。 |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | — |
| その他特記事項 | — |

(継続 18 下)

【遺伝子組換え食品等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | WSH株を利用して生産されたL-セリン |
| 評価品目の分類 | 遺伝子組換え食品等 |
| 用 途 | 添加物 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成20年1月29日付け厚生労働省発食安第0129001号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号 |
| 評 価 目 的 | 「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条の規定に基づき、添加物の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | － |
| 評価結果の概要 | <p>「WSH株を利用して生産されたL-セリン」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」の附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に基づき、安全性が確認されたと判断した。</p> <p>したがって、「WSH株を利用して生産されたL-セリン」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」による改めての評価は必要ないと判断した。</p> <p>(平成20年5月15日府食第528号)</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | － |
| 施策の概要等 | <p>平成20年5月19日、申請者に対して通知。</p> <p>(施策の概要) 食品、添加物等の規格基準第2Dの規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第5項の規定に基づき、申請があった食品添加物は食品、添加物等の規格基準第2D及びE第3款の適用については、組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなした。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 特記事項なし</p> |
| 施策の実効性確保措置 | － |
| その他特記事項 | － |

【遺伝子組換え食品等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | <i>Streptomyces violaceoruber</i> (pNAG) 株を利用して生産されたキチナーゼ |
| 評価品目の分類 | 遺伝子組換え食品等 |
| 用 途 | 添加物 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成20年1月29日付け厚生労働省発食安第0129001号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号 |
| 評 価 目 的 | 「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条の規定に基づき、添加物の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | － |
| 評価結果の概要 | 「 <i>Streptomyces violaceoruber</i> (pNAG) 株を利用して生産されたキチナーゼ」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」第1章総則第3対象となる添加物及び目的のうち、「組換え体と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在する場合」に該当することから、本基準の評価対象ではないと判断した。 (平成20年8月7日府食第867号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | － |
| 施策の概要等 | <p>平成20年8月11日、申請者に対して通知。</p> <p>(施策の概要) 食品、添加物等の規格基準第2Dの規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第5項の規定に基づき、申請があった食品添加物は食品、添加物等の規格基準第2D及びE第3款の適用については、組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなした。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 特記事項なし。</p> |
| 施策の実効性確保措置 | － |
| その他特記事項 | － |

【遺伝子組換え食品等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604 |
| 評価品目の分類 | 遺伝子組換え食品等 |
| 用 途 | 食用 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成20年4月8日付け厚生労働省発食安第0408007号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号 |
| 評 価 目 的 | 「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第4条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | － |
| 評価結果の概要 | 「コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604」については、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康に損なうおそれはないものと判断した。 (平成20年9月11日府食第986号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | － |
| 施策の概要等 | 平成20年9月16日、申請者に対して通知。 (施策の概要) 特記事項なし。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし。 |
| 施策の実効性確保措置 | － |
| その他特記事項 | － |

【遺伝子組換え食品等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | チヨウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統を掛け合わせた品種 |
| 評価品目の分類 | 遺伝子組換え食品等 |
| 用 途 | 食用 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成20年4月8日付け厚生労働省発食安第0408007号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号 |
| 評 価 目 的 | 「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第4条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | — |
| 評価結果の概要 | 「チヨウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統を掛け合わせた品種」については、「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断した。 (平成20年9月25日府食第1019号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | — |
| 施策の概要等 | 平成20年9月30日、申請者に対して通知。 (施策の概要) 特記事項なし。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし。 |
| 施策の実効性確保措置 | — |
| その他特記事項 | — |

【遺伝子組換え食品等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統を掛け合わせた品種 |
| 評価品目の分類 | 遺伝子組換え食品等 |
| 用 途 | 食用 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成20年4月8日付け厚生労働省発食安第0408007号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号 |
| 評 価 目 的 | 「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第4条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | — |
| 評価結果の概要 | 「コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統を掛け合わせた品種」については、「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断した。 (平成20年9月25日府食第1020号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | — |
| 施策の概要等 | 平成20年9月30日、申請者に対して通知。 (施策の概要) 特記事項なし。 |
| | 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし。 |
| 施策の実効性確保措置 | — |
| その他特記事項 | — |

【遺伝子組換え食品等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統を掛け合わせた品種 |
| 評価品目の分類 | 遺伝子組換え食品等 |
| 用 途 | 食用 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成20年4月8日付け厚生労働省発食安第0408007号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号 |
| 評 価 目 的 | 「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第4条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | — |
| 評価結果の概要 | 「チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統を掛け合わせた品種」については、「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断した。 (平成20年9月25日府食第1021号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | — |
| 施策の概要等 | 平成20年9月30日、申請者に対して通知。 (施策の概要) 特記事項なし。 |
| | 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし。 |
| 施策の実効性確保措置 | — |
| その他特記事項 | — |

【遺伝子組換え食品等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604 |
| 評価品目の分類 | 遺伝子組換え食品等 |
| 用 途 | 飼料 |
| 評価要請機関 | 農林水産省 |
| 評価要請日等 | 平成20年4月8日付け20消安第180号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第3号 |
| 評 価 目 的 | 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の1の(1)のシの規定に基づき、飼料の安全性についての確認を行うことに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | － |
| 評価結果の概要 | 「コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604」については、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき、食品健康影響評価は必要なく、当該飼料を家畜が摂取することに係る畜産物の安全性上の問題はないものと判断した。 (平成20年9月25日府食第1022号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年12月24日、家畜に対する安全性について農業資材審議会飼料分科会にて審議 平成20年12月24日、農業資材審議会から答申 |
| 施策の概要等 | 平成21年2月6日、組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続き（平成14年11月26日農林水産省告示第1780号）第3条に基づき評価品目に関する申請書の内容を確認し、安全性に関する確認を行つたので第4条の規定により公表した。 |
| (施策の概要) | |
| 【リスク評価結果との関係】 | |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | ガイオ タガトース |
| 評価品目の分類 | 新開発食品 |
| 用 途 | D-タガトースを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、血糖値が気になり始めた方に適した旨を特定の保健の目的とするテーブルシュガー形態の食品。 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成15年10月28日付け厚生労働省発食安第1028004号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号 |
| 評 価 目 的 | 特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | — |
| 評価結果の概要 | <p>適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。</p> <p>＜評価書「5. その他」抄＞</p> <p>ヒト試験において、D-タガトースを摂取することによる血漿尿酸値及び血清尿酸値への影響を下表のとおりまとめた。</p> <p>(略)</p> <p>ヒト試験の結果について検討したところ、反復投与試験（引用文献⑫⑬⑭）においては血漿尿酸値が上昇することについて累積性は認められないが、2型糖尿病患者を対象とした一日摂取量単回摂取試験（引用文献⑯⑰）において、また、血漿尿酸値が正常値より高い者を対象とした本食品一日摂取目安量(7.5 g / 日)の2倍量単回摂取試験（引用文献⑯）において、本食品の摂取に伴い、血漿尿酸値が上昇後初期値に戻ることが確認されていない。</p> <p>食品安全委員会新開発食品専門調査会においては、このことについて、糖尿病患者や通風患者等の病態管理や情報提供の観点から、本食品の摂取による尿酸値の上昇に関して、注意喚起表示等他の特定保健用食品への対応との整合性を図りつつ、リスク管理機関である厚生労働省において適切な管理措置を行うべきと考える。講じられた管理措置については、専門調査会あてに報告されたい。</p> <p>なお、遺伝性果糖不耐症患者への対応としては、我が国における患者発生数が非常に少なく（平成14、15年度小児慢性特定疾患治療研究事業での登録者数は1人）、義務的な注意喚起をする必要性はないが、リスク管理機関としては、専門医、患者への適切な対応を検討されたい。</p> <p>（平成18年6月8日府食第464号）</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 有効性審査等に関する資料の整理中 |
| 施策の概要等 （施策の概要） | 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 18 上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | オーラルヘルスタブレット カルシウム&イソフラボン |
| 評価品目の分類 | 新開発食品 |
| 用 途 | カルシウム及びイソフラボンアグリコンを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、骨の健康が気になる方に適する旨を特定の保健の目的とする錠剤形態の食品。 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成16年1月19日付け厚生労働省発食安第0119001号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号 |
| 評 価 目 的 | 特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | － |
| 評価結果の概要 | <p><評価書「4. 安全性に係る審査結果」抄></p> <p>「オーラルヘルスタブレット カルシウム&イソフラボン」については、別添「大豆イソフラボンを含む特定保健用食品の安全性評価の基本的な考え方」に基づき、次のとおり判断される。</p> <p>(1) 閉経前女性、閉経後女性及び男性が、日常の食生活に加えて、本食品をその摂取目安量の範囲で適切に摂取する限りにおいては、安全性に問題ないと判断される。</p> <p>(2) 妊婦（妊娠の可能性のある方を含む）、胎児（妊婦が対象）、乳幼児、小児が、日常の食生活における大豆イソフラボンの摂取に加え、本食品を摂取することについて、安全性の観点から推奨できない、と判断される。</p> <p>以上の結果を踏まえ、特に大豆イソフラボンの安全性の観点から、本食品には、「妊婦、乳幼児、小児の方は摂取しない旨」、「他のイソフラボン含有サプリメントとの併用はしない旨」、「過剰摂取はしない旨」等の内容の注意喚起の表示を行う必要があるので考えるでの申し添える。</p> <p>(平成18年5月11日府食第373号)</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成18年11月14日、平成19年2月15日、平成20年11月17日、平成21年2月16日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価第二調査会において審議 平成21年3月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会において審議 |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | 調査会における指摘により、特定の保健の目的を「歯を支えるハグキの健康」に変更 |

(継続 18 上)

(継続)

【新開発食品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | ヒアロモイスチャーS |
| 評価品目の分類 | 新開発食品 |
| 用 途 | ヒアルロン酸を特定の保健の目的に資する栄養成分とし、肌の乾燥が気になる方に適した旨を特定の保健の目的とするカプセル形態の食品 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成15年10月28日付け厚生労働省発食安第1028004号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号 |
| 評 価 目 的 | 特定保健用食品の安全性の審査をするに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | — |
| 評価結果の概要 | <p>適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題ないと判断した。</p> <p><評価書「安全性に係る審査結果」抄></p> <p>なお、既にヒアルロン酸に対する抗体を有するヒトが本食品を摂取した場合、急激なアレルギー反応をおこすとは考え難いが、個人差があることも考慮して、その旨、注意喚起の表示を行う必要があると考えるので申し添える。</p> <p>(平成16年10月14日府食第1035号)</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成16年11月10日、平成20年11月17日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価第二調査会において審議 |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> |
| 施策の実効性確保措置 | — |
| その他特記事項 | — |

(継続 1 6 下)

【肥料・飼料等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|---|
| 評価品目名 | アスコルビン酸 |
| 評価品目の分類 | 対象外物質 |
| 用 途 | ビタミンCの補給 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成20年3月25日付け厚生労働省発食安第0325019号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第2項 |
| 評 価 目 的 | 食品衛生法第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして、物質を定めるに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | — |
| 評価結果の概要 | L-アスコルビン酸が動物用医薬品及び飼料添加物として適切に使用される限りにおいて、動物に残留したL-アスコルビン酸及びその代謝物が食品を介して、ヒトの健康を損なうおそれがないと考えられる。 (平成20年6月19日府食第674号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年 5月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年 7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年 8月 8日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 |
| 施策の概要等 | <p>(施策の概要) 食品衛生法第11条3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定める。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 特記事項なし。</p> |
| 施策の実効性確保措置 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年8月8日、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく指定並びに基準及び規格の設定することについて特段の意見はない旨回答し、本剤が適切に使用されるよう監視指導を要請。 ・食品衛生法第11条3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定める旨を内閣府食品安全委員会事務局に連絡。 |
| その他特記事項 | |

【肥料・飼料等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | L-アスコルビン酸ナトリウム |
| 評価品目の分類 | 肥料・飼料等 |
| 用 途 | 飼料添加物 |
| 評価要請機関 | 農林水産省 |
| 評価要請日等 | 平成20年3月25日付け19消安第14763号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第5号 |
| 評 価 目 的 | 飼料添加物の基準及び規格を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | 一 |
| 評価結果の概要 | L-アスコルビン酸ナトリウムが飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成20年6月19日府食第675号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成19年12月7日、農業資材審議会飼料分科会において審議 平成19年12月10日、農業資材審議会飼料分科会から答申 (飼料添加物として指定し、成分規格等を設定することは適当と認める。) 平成20年9月1日から9月30日までパブリックコメントを実施 |
| 施策の概要等 | 平成20年11月14日、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令」及び「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件の一部を改正する件」を公布及び告示し、同日付けで施行 (施策の概要) 飼料添加物として指定し、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令を改正し、成分規格等を設定することとした。 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | 一 |
| その他特記事項 | 一 |

【肥料・飼料等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|--|
| 評価品目名 | アスタキサンチン、カンタキサンチン及び酢酸d ₁ -α-トコフェロールの製剤の賦形物質リグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウム |
| 評価品目の分類 | 肥料・飼料等 |
| 用 途 | 飼料添加物 |
| 評価要請機関 | 農林水産省 |
| 評価要請日等 | 平成20年2月8日付け19消安第12758号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第5号 |
| 評 価 目 的 | 飼料添加物の基準及び規格に関して、アスタキサンチン、カンタキサンチン及び酢酸d ₁ -α-トコフェロールの製剤の成分規格に賦形物質としてリグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウムを追加するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | — |
| 評価結果の概要 | リグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウムが、飼料添加物アスタキサンチン、カンタキサンチン及び酢酸d ₁ -α-トコフェロールの製剤における賦形物質として適切に使用される限りにおいては、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成20年6月26日府食第714号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成19年12月7日、農業資材審議会飼料分科会において審議 平成19年12月10日、農業資材審議会飼料分科会から答申 (飼料添加物の成分規格等を設定することは適当と認める。) 平成20年9月1日から9月30日までパブリックコメントを実施 |
| 施策の概要等 | 平成20年11月14日、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令」を公布し、同日付けで施行 (施策の概要) 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令を改正した。 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | — |
| その他特記事項 | — |

【肥料・飼料等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|---|
| 評価品目名 | タウリン |
| 評価品目の分類 | 肥料・飼料等 |
| 用 途 | 飼料添加物 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成20年3月25日付け厚生労働省発食安第0325018号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第1号 |
| 評 価 目 的 | 飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | － |
| 評価結果の概要 | タウリンが飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成20年6月26日府食第715号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年 7月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年 7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年 8月8日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 (残留基準の設定はできず、食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして取り扱うことを検討することが妥当) |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | － |
| その他特記事項 | － |

【肥料・飼料等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | タウリン |
| 評価品目の分類 | 肥料・飼料等 |
| 用 途 | 飼料添加物 |
| 評価要請機関 | 農林水産省 |
| 評価要請日等 | 平成20年3月25日付け19消安第14242号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第5号 |
| 評 価 目 的 | 飼料添加物の基準及び規格を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | － |
| 評価結果の概要 | タウリンが飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成20年6月26日府食第715号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成20年6月11日、農業資材審議会飼料分科会において審議・答申 (飼料添加物として指定し、成分規格等を設定することは適当と認める。) 平成20年9月1日から9月30日までパブリックコメントを実施 |
| 施策の概要等 | 飼料添加物としての指定、成分規格等の設定に向け準備中 (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | － |
| その他特記事項 | － |

(継続)

【肥料・飼料等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|-------------------|--|
| 評価品目名 | コリスチン |
| 評価品目の分類 | 肥料・飼料等 |
| 用 途 | 飼料添加物 |
| 評価要請機関 | 厚生労働省 |
| 評価要請日等 | 平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305025号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第2項 |
| 評 価 目 的 | 飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的な内容 | — |
| 評価結果の概要 | コリスチンの一日摂取許容量（ADI）を0.004mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成20年1月24日府食第81号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | 平成21年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。 |
| 施策の概要等 | (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 |
| 施策の実効性確保措置 | |
| その他特記事項 | |

(継続 19 下)